

平成30年第2回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成30年6月18日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 大川 弘雄 議員
- (2) 脇本 茂紀 議員
- (3) 竹橋 和彦 議員

平成30年6月18日開議

(平成30年6月18日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	欠席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時58分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成30年第2回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番，大川弘雄議員の登壇を許します。

8番（大川弘雄君） おはようございます。

トップバッターということで久々ですが、頑張ります。

第2回定例会一般質問，発言通告に従って行います。会派は快政会の大川です。

日本の高齢化率，すなわち人口に対する65歳以上の比率，これは世界最先端の速さで上昇し続けています。年金，医療，介護を支える生産人口の割合から見ると，1965年には1人の高齢者を約10.8人で支える胴上げ型の社会でしたが，2015年には支え手は2.3人の騎馬戦型の社会になりました。今後も支え手の減少は続き，2050年には1.3人で1人を支えるという肩車型の社会になると推測されております。これは世界最先端の速さで少子化が進む日本を表現したものでもあります。

また，4人に1人が65歳という世界一の超高齢化社会でもあり，65歳以上の人口が7%から14%へ移行するのに，フランスが100年以上かかったのに対し，日本はわずか24年で到達しました。さらに，2007年には21%を超えた超高齢化社会に突入しています。

平均寿命も世界トップクラスです。この背景には，平和な社会の持続，一定の生活水準の維持，医療技術の進歩などが挙げられ，世界に誇れる側面も有しています。これらを踏まえ，これからの自治体のあり方は，それぞれの市町が個々の人口増だけを考えるのではなく，広域連携をもって対応することが大切であるというふうと考えております。福祉先

進国であるフランス、フィンランド、オランダ、カナダなどの事例にあるように子どもから高齢者までが助け合いながらの少子社会での子育てと子育て、言い換えれば高齢者の力が子どもを育てる社会の実現に施策の重点を置くべきであると考えます。もちろん各市町が競争し合って、住みよさを追求することが必要条件ではあります。

さて、昨年12月末の市長選挙の後、今榮市長新体制になってから、はや5カ月が過ぎました。4月には田所副市長、高田教育長をお迎えして市政運営も大分落ちついてきたころだと思います。

今回の一般質問は次の5点についてお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

1番、教育長の所信、抱負、そしてICT教育を含め、竹原市の教育行政についてどのように感じているのかをお聞きします。

2番、竹原市の危機管理体制の一例として、5月31日、午前8時45分ごろに発生した停電における市役所の対応についてお聞きします。

3、竹原市の観光振興における目標、キーワード、これらに係るシティプロモーションについてお聞きします。

4、竹原工業・流通団地へのレタス工場誘致、忠海に新設する郷土産業館、県道忠海中央線、国道185号線の歩道拡幅工事、これらの進捗状況をお聞きします。

5、竹原市の諸課題である県道竹原小梨線の拡幅、市庁舎移転と美術館のあり方、ふるさと納税、企業版ふるさと納税について、その後の取組をお聞きします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 大川議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

2点目の竹原市の危機管理体制についての御質問でございます。

5月31日に発生しました停電における市役所の対応につきましては、市民の皆様にご心配と御迷惑をおかけいたしました。このことに対しまして、改めて深くおわびを申し上げます。

停電の経緯につきまして説明いたします。

5月31日木曜日、午前8時45分ごろ、中央3丁目ゆめタウン竹原近くの電柱に設置された開閉器という機器の不良により、市役所周辺の約70戸が停電いたしました。

市の対応といたしましては、中国電力に停電の原因やその範囲、また復旧の見込みなどを確認するとともに、停電により市役所の業務の一部が行えなくなったことから、ツイッター、フェイスブック及び告知放送設備を通じて、このことについて広報をいたしました。

その後、停電発生から1時間後の午前9時44分ごろに停電から復旧いたしましたが、住民票や各種証明書等の交付を行うシステムの復旧が午前11時13分ごろとなり、この間21人の方に影響が生じたため、窓口に来られた方の御意向を確認した上で、改めて市役所へお越しいただいたり、証明書などの書類を市役所から郵送させていただく対応をしたところであります。

このたびの停電により一部の業務に支障が生じた原因としましては、本市では災害時に備え、市役所に移動式の非常用発電機を確保していたにも関わらず、庁舎が停電した際に通常業務の継続に即座に対応できる体制が整っていなかったものであります。

今後はこうした状況の解決に向け、現在確保している非常用発電機と情報通信機器を接続するための配線工事や、対応マニュアルの整備など、非常時、災害時に即座に対応できるような必要な対策を講じてまいります。

次に、3点目の竹原市の観光振興についての御質問でございます。

本市には、町並み保存地区や大久野島などに来られるこれまでの観光客層に加え、アニメ「たまゆら」や「マッサン」のテレビ放映、大久野島のウサギ人気による効果により、外国人など、新たな層の観光客が増加し、平成26年以降は100万人を超える多くの観光客の皆様にお越しいただいております。

このように観光客は増加しておりますが、平成27年をピークに観光客が減少傾向にあること、また1人当たりの平均観光消費額が県内平均に比べて低いことなどから、さらなる観光振興による観光消費額の増加に向けて、入込観光客の増加、観光消費額単価の増加や消費拡大につながる飲食店等の事業者の増加を目標として掲げ、観光振興の取組を進めております。

本年度におきましては、これまで行ってきた観光情報の発信や街中の空き店舗等を活用した創業者の取組支援に加え、本市の認知度が低い首都圏をはじめとした大都市圏の観光プロモーションを行うこととしております。こうした取組により竹原市の魅力を発信し、本市に愛着を感じる人を増加させ、交流人口を拡大するなど、観光消費額の増加に向けた取組を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、4点目の前年度の主要事業の進捗状況についての御質問でございます。

竹原工業・流通団地へのレタス工場誘致につきましては、事業者において平成30年4月の操業開始に向けて植物工場の建設工事が進められておりましたが、レタス栽培のさらなる新技術を導入するための設備変更の検討などに時間を要したため、当初の予定から遅れが生じております。このため事業計画の変更について国からの承認を受け、現在平成30年9月の操業開始に向けて整備が進められているところであります。

郷土産業振興館につきましては、本市の農林水産物を活用した商品開発と安定供給を促進するとともに、商品の高付加価値化と販路拡大を図り、農林水産業の振興と地域社会の発展向上を目指して整備を進め、昨年度末に建設工事を完了いたしました。現在、より効果的、効率的な施設運営を図っていけるよう仕入れ、加工及び販売などについて先進事例の調査を行うとともに、食品加工や調理に必要な食品衛生法上の手続を進めているところであります。引き続き、こうした取組を進めながら本施設の早期稼働を図ってまいりたいと考えております。

広島県の事業である都市計画道路忠海中央線、主要地方道東広島本郷忠海線につきましては、本市東部地域の骨格を形成する幹線道路であり、また地域の活性化、利便性の向上、交通安全の確保、災害時の緊急輸送、消防活動の円滑化など、本市のまちづくりを進める上で必要不可欠な道路であります。本事業は平成16年度に着手し、多くの住民の皆様のご協力を得ながら用地買収や建物補償工事等を実施してきているところであります。こうした取組の結果、計画延長約720メートルのうち、現県道交差点付近から黒滝ホーム手前までの約550メートル区間については、今年7月末には供用開始が予定されており、現在これに向けて県と連携して取り組んでおります。

国道185号の歩道拡幅につきましては、現在、国土交通省広島国道事務所が交通安全対策事業として、福田地区と忠海地区の2地区において取組を進めてきております。このうち福田地区においては、1期工事の歩道整備は平成27年度に完了しておりますが、引き続き2期工事として、その東側の約380メートルの区間において平成30年度から歩道拡幅工事に着手する予定と伺っております。

一方、忠海地区については、宮床バス停付近からJR忠海駅を經由して忠海港入り口付近までの約650メートル区間において、現在歩道整備に必要な用地調査や一部の用地買収に取り組んでいると伺っております。

次に、5点目の、議員がこれまで質問、提言された取組についての御質問ございま

す。

県道南方竹原線につきましては、これまで県において曲線部分の道路拡幅工事を実施しており、平成30年度は交差点から斎場までの区間において曲線部分に待避所を設置する予定と伺っております。県道南方竹原線の整備促進に向けて、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

次に、市庁舎移転と美術館のあり方についてお答えします。

今年度から市庁舎の移転に向けた具体的な作業に着手したところであり、本年4月には竹原書院図書館を仮移転し、業務を開始するとともに、現在、市役所分庁舎や児童館の改修工事を進めているところでございます。こうした中で、庁舎移転時における美術館に係る対応につきましても現在検討を進めているところでありますが、他の公共施設への仮移転や民間施設の活用なども含め、引き続き美術館の必要な機能を確保してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金についてお答えいたします。

平成29年度の状況につきましては、寄附件数は2,750件、寄附金額は3,719万円余であり、竹原に関心を持ち、竹原を応援したい気持ちを持つ多くの方々に御寄附いただいております。今後は平成28年度に行った返礼品の充実や、ふるさと納税専門のポータルサイトの活用による情報発信の強化によって、従前に比べて寄附金が10倍程度に増加していることを踏まえ、これまでのこうした取組を継続していくことに加えまして、返礼品のさらなる充実に向けた新たな商品の掘り起こしによって、ふるさと納税の取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の活用につきましては、本市はもとより、寄附を行う企業側にも自社のイメージアップにつながるなどのメリットがある事業を企画立案する必要がありますが、企業ニーズ等も踏まえる中で、他市町の実施状況等の情報収集に努め、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 大川議員の御質問にお答えをいたします。

今日の教育は、これまでの知識ベースの学びに加えて、これを活用し、多様な人々と協働して新たな価値を生み出し、変化の激しい社会を生き抜くことができる資質、能力の育成が求められており、今大きな変革の時にあります。教育課程の基準である学習指導要領

が、幼稚園においては今年度から完全実施され、小学校及び中学校等におきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年から順次完全実施されます。この学習指導要領はその10年先の2030年ころの社会のあり方を見据えて作成されているものであり、主体的、対話的で深い学びを目指しているものでございます。あわせて、広島県においては、この考え方と軌を一にする学習者基点の能動的で深い学びを目指す学びの変革を全県展開される年でもあります。

まず私が申し上げたいのは、戦後の教育大改革とも言われるこの時期に、江戸時代以来文教のまちと言われる本市の教育を関係者の皆さんとともに担わせていただくということは、これまで教育に携わってきた者として冥利に尽きるものであり、その責任の重大さを感じているところでございます。そして、今の目の前の子どもたちが社会を背負っていくこととなる2030年以降において、グローバルの視点を持ちながらこのまちを支えることのできる人材、また世界の人たちと協働して予想困難な問題をも切り開いていくことのできるような人材として育ていくことができるよう全力を挙げて教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

このような教育の充実を図っていくためには、もはや学校の中だけで子どもたちを育成していくには限りがあり、子どもたちや学校、保護者、市民、企業等とが、将来の竹原市民としての子どもたちをどう育てるのかというイメージを共有して、社会的包摂の理念のもと、持ちつ持たれつという相互便益の関係を確保しつつ、協働により学校を核として地域創生に取り組むという理念が必要であります。そのためには、まずは学校教育の取組をより一層市民等の皆様に理解をしていただき、地域の人的、物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有、連携しながら実現させていく、いわゆる社会に開かれた教育課程を実現していくことが大切であると考えております。

就任以来、各学校を訪問してみますと、各学校に対して予想以上にそれぞれの特色を踏まえた地域の応援や期待があり、教育の中身についても、公民館活動やボランティア等の支援によって充実しているところがあり、またキャリア・スタート・ウィークのように企業の方からも支援をいただいております。したがって、本市には社会に開かれた教育課程の考え方を実現していくための地域的な環境は十分に整っていると感じております。

今回の学習指導要領の改訂では、コンピュータや情報通信ネットワークなど、情報手段の活用能力の育成を狙いとするとともに、これからの社会においては、人々のあらゆる活

動に今後一層浸透していく情報技術を、子どもたちが手段として学習や日常生活に活用できるようにするために、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることも求められており、先駆的な取組をしてきた本市にとっては大きなアドバンテージがあると言えます。あと10年から20年で47%の仕事がAIによって自動化されると言われる現代において、これまで申し上げたような教育を皆様の御支援をいただきながら実現をさせ、とりわけICT教育の一層の充実を柱としながら、本市で学んだからこそICTを駆使して、この竹原の地で世界を相手に志を遂げる子どもたちを育てたいと思うくらいの夢とロマンを持って職務に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 教育長の所信を初めて聞かせていただきました。大変すばらしい所信でありありがとうございました。是非引き続いてICT教育のさらなる充実、これに向かって頑張ってください、子どもは未来、将来の宝であります。この子たちが立派に育っていくようにともに協力していければというふうに思っております。

今多々言われたのですけれども、やはり我々のころは知識ベースでありましたけれども、この教育が社会を生き抜く能力を上げていくという教育に変革していくということであります。我々市議会議員も教育環境の充実には十分取り組んできたつもりであります。例えば給食センター、保健室のエアコン、中通の放課後児童クラブをつくりました。小中一貫、今では基本指針として、一体型、連携型を含めて竹原市内が小中一貫教育というふうになっております。ソフト面でも、中通小学校に電子黒板を入れて以来、ICT化に取り組んできております。今ではタブレットも各校に1クラスずつありますね。これを十分に活用していただいて、楽しみながら勉強していくということが大事だと思います。先日総務文教委員会で竹原西小学校に視察を行いました。委員会の全委員が参加したのですが、これはタブレットを使ってのプログラミング教育ということで見させていただきましたけれども、子どもたちの目が輝いて、楽しそうに授業をしていました。やはりこれが大事なのだと思うのです。嫌々覚えたのでは実になりません。是非こういうことも活用しながら、そして先生も頑張ってくださいながら、是非竹原の教育、よろしく願いいたします。

それでは、2番目に移ります。

竹原市の危機管理体制ということですが、先日事件というか、思わぬ非常事態が起こっ

てしまいました。多々説明していただいたのでわかったところも多いのですが、確認として、非常用発電機はどこに何台あって、これは大規模災害など、災害対策本部が立ち上がった時のためには、他市のように常時パソコンなどに配線されていて、いざという時には必ず使えるという状態になっているかということを確認します。

また、もう一つとしては、対応マニュアルをつくるということでありました。これはいつまでに整備していただけるのか、災害時のみならず、非常時に即座に対応するためということでもあります。それについてお聞きします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、1点目の非常用の発電機でございますが、これはポータブル型のものでございまして、現在21台確保しております、そのうち9台は水防倉庫、それ以外は公民館等の避難所に確保しております。その他、水防倉庫に6台確保しているものがございまして、合計で27台確保しているものでございます。

御質問がありました件でございますが、このたびの停電を受けまして、現在市では災害対策本部の設置、またはこのたび21人の方に御迷惑をおかけした点もございまして、発電機を活用するということでございます。市長が御答弁申し上げましたように確保はしておりましたが、実際有事の際に即座に対応できる体制が整っていなかったということも踏まえまして、発電機の活用、または実際にはシステムのサーバー室がございまして、そちらで対応できるようにしてございまして、諸証明の発行等に最低限適用できるようにしたいと考えております。

もう一点、マニュアルでございますが、現在作成中ではございまして、一定には早期に今月中には最低限の対応マニュアルは作成したいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 今月中ということですけど、是非早い方がいいです。今月中といっても、明日にでもこの備えをしていただきたい。この備えを見せるということは、やはり市民の安全に対する安心であります。竹原市民は市役所がよりどころでありますから、この信頼関係をなくしてはいけません。是非早期にマニュアルをつくって、対応できる体制をつくるということをお願いします。

それと、以前たしか大阪の大震災の時だったと思うのですが、大規模災害で災害対

策本部は立ち上げたのだけでも、パソコンもあるのだけでも、電源もあります、ラインがつながってなかった、それで焦って慌てふためいてしまったということがあったそうです。やはり常時AとAをつなぐとか、つないでおくとか、月に1回は使用してみるとか、やはりそういった備えが大事ではないかというふうに思います。先日告知放送、スピーカーですよ、これがセットされたということで、長浜でも初めてスピーカーから音が出ました。J-A L E R Tということでテストがあったのですけども、こういう際には是非告知放送をして聞こえたか聞こえないかということだけでなく、ではその時に訓練ですよ、避難訓練のようなものをして、各自治会に情報を流し、それを緊急連絡体制のもとで速やかにそれが実際に情報が伝わり切るのかどうかということを試すというか、訓練が必要だと思います。議員は防災マニュアルをつくりまして、年に1回は避難訓練のようなことをしようということになりました。是非竹原市も、また市民の方と一緒に、連携を持ってそういった訓練が必要ではないかと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

J-A L E R Tの関係がございまして、告知放送設備を使いましての訓練ということでございます。

この告知放送設備を用いまして、実際に放送を行いまして訓練は実際昨年度も2つの団体で行われております。議員おっしゃられますように通常先ほどの災害対策本部における活動ということもございまして、実動の訓練が必ず必要ということでございまして、市といたしましても繰り返しての訓練はとても大切なことであろうと思っておりますので、今後におきましても実際有事を想定した訓練は引き続き行ってまいりたい、このように考えております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） また戻りますけども、やはり危機意識というところが大事だと思うのです。停電になった時なんかでも、中電に電話したら1時間で回復しますかということでも済ませたのでしょけれども、それを機に1時間が5時間、10時間になることもあります。それも含めてやっぱり危機というところで実際にやってみたらいいのではないですか。それが30分で直ればそれでいいし、そういったことが常々危機管理体制につながっていくのだと思います。だから、何かがあった時には、あ、これは非常体制ということでやりましょうということでもいいと思います。是非そこまで突っ込んだ意識を持っていただ

くことが大事だというふうに考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

また、元自治会長の方から聞いたのですが、以前避難準備という情報が出されたことがあるらしいです。この言葉を聞いたことがなかったらしくて、何をしたらいいかわからなかったということがあったそうです。やはり懇切丁寧に、マニュアルどおりしてくださいではなくて、これからこういうことが起こりますので、こういうふうに行動してこういう報告をしてください、そしてその全員に周知したならば、周知しなくても今どこまで市民の方に行き届いていますよという、行って返ってということが大事だと思うのです。今どっちかという、一方通行のような形に見えます。是非行って返って、それがお互いの確認ということになると思います。是非そのあたりまでをこういう訓練の中に取り入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 避難準備という関係でございましたので、お答えいたします。

市が発令いたします避難の情報につきましては、議員の方から先ほどございました避難準備情報といたしましての避難準備、高齢者等避難開始、また避難勧告、避難指示という3つの段階がございます。1つ目の避難準備、高齢者等避難開始のこの情報が出ますと、市民がいつでも避難できるように準備を進めておく必要があると、こういうものでございますが、高齢者などの特に避難行動に時間がかかる人については、避難行動を開始する段階ということでございます。これらの情報でございますが、避難勧告、避難指示も含めまして議員からお話ございましたように双方向で確認できる意思疎通が大切であろうと考えておりますので、どうしても避難には時間がかかるということと、全ての方に第一弾の情報だけが伝わるとは思いませんので、それは繰り返し即座に瞬時につながるような体制というのが大事ですし、段階を踏んで何度も情報はお伝えすべきだと思っております。本日大阪の方で大変大きな地震もございまして、本市もいつ何どきそういった災害に見舞われるかわかりませんので、その点は踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 是非お願いします。

この市の義務ということがありまして、こういった情報が全市民に知れ渡るための行動をするということがあると思います。そのためにはこの外部のスピーカーだけでは聞こえません。ただ、聞こえた人が、外を歩いている人が聞こえれば、みんなに伝えればいい

し、誰かがタネットを見ていて、知れば、近くの人から順番に知らせればいい、そしてそれが自治会長のところに行けば、その連絡体制のもとでやっていけばいいと、要は全員に早く伝わるのが大事だと思います。そのためにはタネットを活用していくということが大事だと思うのですよ。タネットを導入した時にはこの避難ということに対しての防災的な観点もあって我々も大賛成したところであります。是非このタネットを活用したこういう情報の発信ということをしていただきたい。例えば職員さん全員がタネットに加入する、議員が全員タネットに加入する、自治会長は今していない人もしてもらおうように協力してもらおうといったところが大事だと思いますけども、今40%か、それを100%に近いものに加入率を目指す必要があると思いますけども、どのようにお考えですか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 情報の伝達ということでございまして、告知放送設備以外で市といたしましては防災情報等のメール配信サービスや市のホームページ、SNSなど、様々な情報伝達手段を用いて情報をお伝えしているというところでございます。

先ほど議員からもお話ございましたタネットの活用というのは大変重要でございますし、実際事業を取り入れる際には安全・安心のまちづくりの観点からもタネットの活用というのは大変重要であろうと思っております。御提案いただきました関係でございますが、加入の促進というのは大変重要でございますし、防災情報、これは市民の皆さんへの安全・安心を守る上でも大変な情報でございますので、先ほど情報提供に必要な経費、助成という話もございましたが、必要な経費につきましては今後とも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） お金のかかることですからなかなかということもありますが、これがやはり情報源になるのです。是非タネットを活用する、それが大事だと思います。それが不足しているところのためにこのスピーカーをつけたのだというふうに理解しております。もちろんスピーカーは長浜なんかでも消防団が手動でやっていたのですよね、「ウー」というサイレンを鳴らすということ、これでは間に合いませんでした。それが無線になったので、大変助かっています。これを大いに活用しながらありとあらゆる手段をもって情報を早期に伝達する、これが市の仕事だというふうに思います。是非お願いします。

少し足早に行きます。

3番飛ばして4番ですけども、主要事業の進捗状況というふうにお聞きしました。ちょっとどれもが遅れ遅れというふうなのが目立っているのですけども、この特にレタス工場、これは企業誘致であり、国の地方創生の予算を使ったものであります。大変高額で、我々も雇用の面では大変期待をしているところでもあります。いろいろなわさが先行し、心配したこともあったのですけども、この答弁からいくと完成が近いということで喜んでいる次第ですが、ただこのレタス工場、1つではなく、私はこれを成功させて竹原の空き地に2つ、3つ、4つ、5つというふうにレタスを広げていきたいというふうな思いがあります。そのためには6次産業化を含め、市の協力体制が必要になってきますが、そのあたりは市はどのように考えておられますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 6次産業化への取組ということでございます。

竹原工業・流通団地へのこの植物工場の誘致につきましては、当初の予定より少し遅れておりますが、本年9月には操業開始の見込みで現在進められております。中国地方初の閉鎖型の植物工場ということで、今議員さんおっしゃられましたように雇用にもつながるということで、またレタスの産地としても期待が持てるというようなことで、我々も非常に期待をしているというものでございます。企業誘致への取組ということでございますが、竹原工業・流通団地におきましては分譲が進んでおりまして、残り3区画、約2.2ヘクタール、まだ未分譲の土地もございまして、今議員おっしゃられましたように市内にも空き地、民間も含めまして未利用地もございまして、そういったところへの企業誘致につきましては、こういった植物工場も含めまして、製造業ですとか、流通業ですとか、そういった関係、また来ていただけるように取り組んでいきたいというふうにご考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 是非その方向でお願いいたします。せつかくの国の予算です。これを有効に使っていきましょうよ。なかなかないことだと思いますよ。そして、雇用も生まれる。これを期待していきたいと思います。是非これが発展して、次のものにもつながるようによろしくお願いいたします。

次は、郷土産業館、忠海にできたのですけども、いろいろありまして、農産物、海のものものの加工場ということでやっていこうということ、発想は大変すばらしいと思います。しかし、なかなかこのことに対しては難しいことが多いですね。やはり販路のことがあります。

ます。つくれば売れるという生易しいものではありません。是非これをいいものにしていかなくてははいけない。ただ、明るいニュースとしては瑞風ですか、トワイライトエクスプレス、これの食堂の食材にもなるであろう、決まったのですよね。ウミブドウがあったり、峠下牛があったり、そのほかにもあと2点あったと思うのですが、オール竹原でこれを売っていくということで、この産業館を大いに活用していかないとはいけないと思います。オール竹原に対してどのような思いがありますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 今議員の方から御紹介ありましたように竹原産の食材がトワイライトエクスプレス瑞風の方にウミブドウをはじめ、峠下牛、あとキャンベルジュース、あと竹原の酒蔵の酒かす等、そういったものが食材として提供されています。こうしたトワイライトエクスプレス瑞風は毎日走っているものではございませんが、非常にPR効果は高いというふうに思っております、こういったものに竹原のものを使っただけけるというようなことは非常にありがたいことだと思っております。この加工所につきましては、これまで竹原市の課題でございました竹原の1次産品の加工品というものがなかなかできていなかったというところに取り組んでいるものでございますが、竹原のいろんなすばらしい食材ございますので、こういったものを是非加工して販売をしていきたいと、ただ今議員おっしゃられますようにつくれば売れるものではないということでございますので、またこういった販路等も専門家の御意見も伺いながら、売れるような食材ができるような取組、なかなかすぐには難しいかもしれませんが、しっかりとその辺は取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） やはり特産品をつくらないとはいけません。このためには産学官、特に大学との連携が必要になってきます、このあたりも加味しながら、十分に、そしてウミブドウで言えば漁協さんとの協力体制も培っていかなくてははいけない、そしてさっき言いましたけども瑞風、これがすばらしいところでしょう。日本航空もファーストクラスに焼酎を乗せました。今すごいプレミアムがついて買えない状態、宣伝ですよ。シティプロモーションの一つにもなるのでしょくけども、これをどのような効果を出していくかというのは、やり方次第だということがあります。是非待ちでなくて、こちらから仕掛けていくという方向で産業振興を進めていっていただきたいというふうに思います。こちらからの仕掛けということに対して方法はありますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 御提言ありがとうございます。やはり今議員さんおっしゃられますようにPRをしていく、宣伝をしていくということが非常に重要だというふうに思います。竹原には様々こういった食材に限らず魅力的なもの、風景もそうですが、歴史、文化、様々ございますので、こういった竹原の魅力、あるいは竹原という認知度を上げていく取組というのは非常に重要だというふうに考えております。こうした取組をプロモーションを含めてしっかり取り組んでいくことによって効果を上げていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） よろしく申し上げます。

次に、国道の185号線ですけれども、これもやはり取組が少し遅いような気がしております。忠海などは特に歩道が皆無のところもあり、安全ということに対して大変気を使っております。是非歩道の拡幅でありますけれども、これは道路が広がるということにもつながりますので、早期の取組、これの依頼要請をよろしく願いいたします。

5番目に入ります。

諸課題ということなのですが、県道南方竹原線というのがあります。これは竹原から小梨地区への道路なのですけれども、以前私が決算特だったですか、質問をした時には、なかなか難しいのですということがありました。それはそうです。誰の土地かわからない、多数の人の所有権がある、こういった難しさはどこでもあることです。そして、日本の地方の道路建設が進んでいない理由はここにあると思っています。このたび条例が変わりまして、所有権のみなしということも出ております。是非このあたりも活用しながらどんどん前に向かって進んでいっていただきたいと。ただ、30年度は避難所をコーナー部につくっていただくということで、少しは安全面では進歩があるのかなと思います。これにとどまらず、全体が2車線になるように安全な道路、よろしく申し上げます。特に交差点から斎場というのは竹原市民が100%使う道です。あの世に行った時には必ず上がっていくのです。忠海の道をつくれ、どこの道をつくれと言っているのではないのです。みんなが使う道ですよ。最優先でつくらないといけないでしょう。是非このことは肝に銘じておいていただきたいと思います。

美術館ですけれども、庁舎移転時というふうな答えもありましたけれども、以前はそのまま美術館は新庁舎に置くということもありましたが、少しいい方向に向かえたかなと思って

います。ただ、これは美術品ですから、いろんなエアコンのこともあります、難しい建物のことなので難しいところもあると思うのですが、町並みに動くのが早ければ早いほど観光消費のアップにつながるということは間違いありません。これが「マッサン」の時だったらもう何十万人の人が美術館に入ったのではないですか。その機を逃してしまいました。今からでも遅くないです。できるだけ早くに皆さんの見えるところに出して、入館料をいただいて、少しでも予算の役に立てるような、財政もそんなにいいものではありませんから、厳しい財政の補填になるようなことを考えていかないといけないのではないのでしょうか。是非そういう考えも持っていただきたいと思います。

それでは、4番に戻りますが、今日の肝はここだと思っていますので、ちょっと観光振興ということでやっていきたいと思っています。

先日観光協会の総会がありまして、この時講演がありました。講師は広島県の観光連盟専務理事の方、梅木さんという方が講演していただきまして、大変ためになったというふうに思っています。市長も部長も参列されておりましたので、内容はよく御存じだと思いますが、やはりそういうことなのでしょうね。内容は広島県の観光振興ということで始まったのですが、広島県は観光振興、最大の目標は観光消費額の増大にありますというふうに言われておりました。広島の目標はそういうふうになりました。竹原市もどこも観光の入込客数ということで今までやってきましたが、このたびついに観光消費額の増大というふうにかじを切られました。部長、このあたりはどのように考えていますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 広島県の観光に関する御質問でございますが、広島県では平成30年度今年度から5年間の計画をつくっておられます。広島観光立県推進基本計画、そういうふうなものでございますが、この中で観光消費額の増大を目標に掲げて取組を推進するというふうに掲げておられまして、観光客数の増加、観光消費額単価の上昇、観光客の満足度向上に向けた施策を実施していくというものでございまして、広島県の魅力をきめ細かく情報発信していくというような計画にされておられます。竹原市におきましても、やはり観光消費額、先ほど市長御答弁申し上げましたように観光客数は増加してまいりましたが、平成27年をピークに減少傾向にあること、また1人当たりの平均観光消費額が県内平均に比べて低いというようなこともございますので、本市も県と同様に観光消費額を上げていくということがやはり大きな目標ということで取組を進めている状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） ということは、やはり観光に対する方向性、見方が変わったということなのですね。これが産業になったということです。今まではアップダウンがきついでなかなか観光というところには手をつけづらかった、本当の観光名所しかできなかったのですよ。それが今日本を挙げて観光イコール企業、誘致、このような感覚を持っておられております。そして、目標も大きな目標を持っています。これは日本全体として日本政府がやっていく事業であります。是非これに乗っていかないといけないと思います。観光消費額が上がるということは、地域経済の活性化ということだというふうに言われました。忠海でも忠海プロジェクトというふうなものをやっていただいております、星野リゾートの方が来て話をしましたけども、やはり観光消費額のアップを考えないとだめですよ、来るだけ、来ていただくだけではだめですよ、だったらどうしますか、この梅木さんという講師の方、大久野島ということに目をつけられました。広域化をして、30万人と言われてはいますか、大久野島のインバウンドを含めた観光客を町並み保存地区の方にも、忠海商店街の方にも出向いていただけるような取組をしないとイケませんよねということで、結論を出されておりました。これをやるための手段は竹原市が考えていくこと、もちろんPPPという考えもあります。竹原市だけでなく、企業も含めてみんなの知恵を集めて、竹原市のためにどのようなことをしたらいいかということを考えていく、これが忠海プロジェクトということに今つながっているのだと思います。是非この方向でやっていきたい。ということは、魅力あるプロジェクトを開発していくということです。やはりプロの目線、外部の目線、こういったものが必要となってきます。是非そのあたりを取り入れながら、副市長も県の方でいろんな全国を見ておられますから、そういう意見も聞きながら、大学生の意見も、高校生の意見も聞きながら、もちろん大都市の方の意見も聞きながら、何を求めているのかといったところを研究してくださいねという内容でありました。是非その研究が必要だと思いますけども、そのあたりはどのような予定になっていますか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 観光振興に係る御質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃられますように大久野島にお越しにいたっている外国人をはじめとした多くの観光各の皆さん、ほとんどの方が大久野島のウサギを目的にお見えになっておられて、他の市内の観光地には立ち寄らずお帰りになっておられるという現状がございます。

す。そうした現状がございますので、本市におきましては、これまでインバウンド観光を主に観光ホームページですとかガイドブックでの多言語化、あるいは公共無料W i - F i の整備、運営、こういったことを行って、外国人観光客の受け入れ態勢の整備ですとか、また市内の飲食店さん、また商店さん等に御協力いただきまして、ウサギをモチーフにしたランチですとかお土産物、こういったものを開発して、そうしたカフェをめぐるというようなイベント、こういったものを実施しまして、観光客の周遊促進ということに努めてはきたところでございます。今後こうした取組に加えまして、やはり今議員の方からございました観光商品ですね、例えば体験メニューですとか、また新たな特産品ですとか、そういったものの開発というのは大事であろうというふうに考えておりますので、そういったことに取り組みながらしっかり観光のプロモーションも行っていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） そうですよ、体験・観光あり、お土産、特産品の開発あり、やはりこれもスピード感を持ってやっていかないといけない。ただ、この講師の方の話では、データ上ですよ、大久野島はキラコンテンツであると、インバウンドが増えているかといえれば割と横ばいで、それに対して日本人の観光客が伸びているのだそうです、データ上ですよ。というふうなデータが出ているのだそうです。私も、あ、確かにそうなのかなというふうな思いはしました。夏休みとか、日曜日でしたか、忠海駅の近くまで並んでおられましたから、日本人の方も多かったです。だから、いろんな考え方とその情報のとり方があるのだなというふうに思った次第です。是非この詳細な分析をして、どういう手を打っていくのがスピード感を持った答えにつながるのかというところを研究してください。

また、この大久野島、データ上30万人だと言われてはいますが、今も言いましたように船に乗るのに2時間待つのです。去年の夏では車が大渋滞しまして、シーサイドホテルの、あそこは長浜になるのですかね、その前まで大ラッシュになりました。駐車場が足りない。そういった意味も含めて、やはりおもてなしというところできていないというふうに思います。私が思うにこの乗船券ですけども、これを整理券にしたらいと思うのですよ。何か昔ながらの並んだ順番で、ラーメンを食べるのではないのですから、今食堂でも整理券でその時間になったら携帯が鳴って、はい、空きましたから食べに来てくださいというふうになっているのですよ。それを駅まで2時間並んで待てと、でも待っておられます。これなら竹原だ、忠海だ、前の日に安いところに泊まっていたら、朝一、朝

二の船だったらもうがらがらで乗れるのですよ。これが10時半、11時になるといっばい、それがまた4時まで、それでも乗るといふふうに待っている。これを是非、いろんな制約はあると思いますけども、これを整理券を、予約ですよ、出していただいて、竹原から出ている船のように何時に行つて何時に帰れますと、計画を立てられる、そしたらその2時間待っている間に近隣の忠海商店街、ほほえみタウンに遊びに行つたり、御飯食べたり、車で来ているのですから、だったら竹原まで行つて帰れるなど思つて動くのではないですか。あそこでその暑い中、子ども連れの方に、子どもさんも多いですよ。2時間待たせてはいけませんよ。これを是非何とか解決していくためにはその整理券というのがあるのではないかというふうに私は思っています。是非検討してみてください。

そして、ある人に言われました。道の駅にはバスがあります。割とあそこで休憩しています。そして道の駅から海の駅まで行つたり来たりしています。道の駅に来るお客さんはほぼ車の方ですから、それに乗つて海の駅に行こうという人は僕は余りいないのではないのかなというふうに思っています。両方の駐車場が目いっぱいであれば、バスで行つて帰つてこよかなというふうな方がおられるのかもしれない。しかし、このバスを、市も補助金を出しているのですから、バスを使つていただいて、忠海港まで行つてもらいましょうよ。朝早く船に乗つてウサギを見たので、帰つてきました、早く帰つたので、では無料バスが竹原に向かつて出るのなら、乗つてみましようかと、これもありだと思います。その時には是非今度は忠海、ほほえみタウン商店会もウサギの足跡をつけましたので、忠海経由で、降りる降りないは個々の自由でしょうけども、こういったところもありますよというある意味観光バスのような走り方をして、どこから乗つてもいいし、どこで降りてもいいしというところもあるのではないのですか。いろんな知恵を絞りながらこれをやっていきたいと思つています。そうすれば、観光資源の複合化ということにつながります。町並みに、忠海商店街にいろんな、割と用事が詰まっていな人は来てくれるかもしれません。全員をターゲットにはできませんから、ターゲットを絞つて、時間の余裕のある方とはいうことでいいと思つています。それこそ30万人が竹原に来たら大ごとになってしまうでしょう。そして、これが宿泊にもつながるかもしれないし、長期滞在につながるかもしれない。そしたら、観光消費額が増えるわけです。これが雇用につながつて、人口が増えていくのではないかというのが観光であります。観光振興、是非もっともっと勉強していただいて、いろんな知恵を絞つていただきたいと思つています。そのあたりどのようなお考えですか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） お答えをいたします。

観光消費額を増加をさせる方法として今議員の方から御提言があったというふうに思います。やはり我々も滞在時間を延長していただくということが観光消費を上げるということにつながっていくと思います。今ございましたように宿泊までつながれば、これは非常に効果が大いのではないかというふうには思っております。大久野島に来ておられる観光客の皆様、先ほど申しあげましたように回遊される、周遊されるということをしていただいておりますので、そういったところ、どういった方法が非常に効果的かというところも含めてしっかりと研究いたしまして、観光振興つなげてまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 端的な答弁いただきまして、ありがとうございます。

おかげで時間が少しありますので、戻りまして、ふるさと納税というところをやりたいと思います。

これは今までなかった税収ということでありまして。市町が頑張れば、それが予算につながり、それが自由に使えると、もう願ってもない、ただ協力体制、応援団が必要ということでありまして。平成29年度の実績で言うと、3,719万円もありました。だんだん増えています。これは高額返礼品なしでやっています。3割ですよ。それでもこれだけ増えて、もらっている。これを地元産品だけでなく、福岡県なんかでは広域でやったりしているのですよね。あそこは筑後牛とか有名なものがあるのですかね。竹原市は応援するけども、欲しいものはよそのものということもあります。それもあります。だから、リピーターをつくるということに対してはいろんな種類があった方がいいし、各市町が協力合いながら、この地域が活性化していく、これが一番大事だと思います。そのあたりはどのようなお考えですか。

議長（道法知江君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） ふるさと納税の返礼品、特産品についての御質問でございます。現在は市内の1次産業者、農家の方あるいは漁業協同組合の方とか、1次産品を中心に、あとは加工品、お酒ですとかお菓子ですとか、そういった加工品も含めて地元のものを返礼品として先ほど御紹介ありました3割以内の額で提供させていただいていると。平成28年度からホームページ上から返礼品を寄附額に応じて選択をしていただけるとい

う方法をとりまして、大きく寄附金額が増えております。できるだけ地元のものを選んでいただくということが地域の活性化につながっていくというふうに思っておりますので、さらなるこうした返礼品の充実には取り組んでいきたいというふうに思っております。

広域での取組についてということの御質問でございますが、そういった近隣の特産品といますか、そういったものを扱うということではなくて、現在行っておりますのが、本市と呉市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、そして大崎上島町、4市4町で構成をします広島中央地域連携中枢都市圏協議会、この協議会の連携事業ということで、ふるさと納税を活用した圏域特産品のPR事業、こういったものを来月から実施することとしております。これはふるさと納税のそれぞれ各市町のホームページ上にこの連携市町の特産品も掲載をしまして、寄附先、寄附をされる方が寄附をしようとする市町の特産品1品と、またその連携市町の特産品1品を選ぶというようなことで、この圏域の特産品をPRしようというものでございますが、そういった広域での連携した取組というのも今後始めていくということにしておりますので、そうした特産品のPRについては、このふるさと納税を活用して行っていきたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 先日総務文教委員会の視察で九州の方に行ってまいりました。大分県と福岡県、豊後高田市図書館、昭和の町、福岡県は上毛市ということで古民家の体験住宅、上毛町ということで行ってまいりました。この上毛町さんではふるさと納税が10億円だそうです。そして、高額返礼品はありませんということでした。是非ファンをたくさんたくさんつくって、10億円、20億円目指して、そうすると教育の方にも道路の方にも予算をつぎ込んでいくことができるのではないのでしょうか。是非頑張っていきたいと思います。

次には、またふるさと納税で、これ企業版ですけども、地方創生応援税制というのですか、通称我々が言うのは企業版ふるさと納税、これは調査研究していただいているということになっていきますけども、どの程度進んでいますか。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 企業版ふるさと納税ということでございまして、調査研究の現況ということでございます。

まず、他市町の状況等でございますが、近隣では福山市さんが夢・希望の実現による福山未来づくりプロジェクトということで、これは次代を担う子どもたちが夢にチャレンジ

する機会の創出を支援する取組を企業版ふるさと納税寄附金を活用し、実施されているということでございまして、平成30年度におきまして寄附額が1,000万円ということで予定されております。しかしながら、現時点で国に地方創生応援税制の対象事業として認定された事業については、認定から時間も余り経過しておらず、その事例の検証ができていないという現状もございます。この制度の活用につきましては、冒頭市長が御答弁申し上げましたが、本市はもとより、企業側にもメリットのある事業を企画、立案する必要があるということから、本市の意向のみでは事業が計画できないという課題はございます。さらに、企業側におきましても寄附を行うことの代償といたしまして、経済的な利益を受け取ることが禁止されておまして、企業側のメリットが限定的であると、こういったことに加えまして、自社の本社が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象外であると、こういったこともございます。こういった制約が設けられておりますこともありまして、寄附対象の企業が限定されているということが課題ということになっております。この企業版ふるさと納税を本市におきまして有効な取組と、こういったことにするために課題の整理や事例の検証等を引き続き調査研究を行っているというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 難しいというのはわかっているのですが、しかしこれは大変重要なことで、これは企業サイドにとってもイメージがアップするのですね。税制的にも優遇されています。いいこと尽くめです。問題は竹原市と企業がいかに企画をして、国に認めていただけるかというところでありまして。副市長もおられます。国会議員の先生もおられます。県会議員の先生もおられます。いろんな人脈を使いながら方法論をお互いに研究しながらやっていけば、何かいいものができるのではないかなというふうな思いでいっぱいです。是非その方向も考えていただきたいと思うのですが、副市長はこのあたりどのような企業との結びつきといいますか、企画ですよ、こういったものは難しいのだと思うのですが、やはりパイプ役としてもやっていただきたいという思いがあります。竹原の資源であったり、何をやるべきか、また御自身の立ち位置などについての所見を伺ってもよろしいでしょうか。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（田所一三君） 私がこの4月に竹原市副市長に就任いたしましてから、これまで2カ月が経過いたしました。竹原市の市民といたしまして本市の資源として思い浮かべる

ものといたしましては、まず本市が温暖な気候であり、海や山が近くて自然豊かな環境である、そして天気がよければ高台からは青い海と遠く多くの島々が見渡せ、気分がリフレッシュできること、そして安芸の小京都とも賞される町並みを散策すれば、しっとりとした落ちついた風情と心和むひとときが味わうことができることといった大きな自然や歴史の資産があると思います。これらの資産を同時にあわせ持つところはそう多くなく、竹原市に住む方々が自信を持って語れるものではないか思っております。これらのものに加えて、私は本市の農林水産業や商工業など、本市の産業を支える方々や企業、そして本市の各地域で安心・安全を支える方々、そして本市をよくしたいという熱意を持って地域づくりに取り組んでおられる方々の存在につきましても、本市の貴重な資源であると考えております。

こうした資源も生かし、そして本市が持つ魅力をさらに向上させ、またその魅力について情報発信を行うことで県内外から多くの人々を呼び込み、そしてこれによって仕事を呼び込む好循環、さらにはこの好循環により魅力あるまちづくりにつなげ、本市のさらなる活力を生み出す必要があると考えております。今後市役所としてそうした取組を進めていくに当たり、今後人口減少や少子高齢化、グローバル化などが進み、これに対応して全国の自治体で競争が激化していく中で、竹原市として生き残りを図っていくためには竹原市役所自体が進化し続けることが重要であると考えております。そのためにはビジョンや戦略、さらには市役所として熱意を持つことが求められているのではないかと考えております。

私自身におきましては、今後市役所の副市長としての業務を適切に行っていくため3つの視座といたしますか、視座が必要だと考えております。

まず1点目は市民起点、これは市役所の仕事が全て竹原市民の皆様にあるという原点に立ち、物事を考えていく、そして取り組んでいくということ、そして2つ目は現場主義ということなのですが、現場を常に意識し、現場感覚を持って仕事を進めるという現場主義です。3つ目といたしましては、業務の遂行に当たっては何を遂行したのか、そしてどのような効果を生み、どういう成果を上げていくのかという視点で業務を進める成果思考といった3つの視点が必要であると考えております。こうした3つの視点、視座を常に持ち、今榮市長を補佐し、引き続き本市が抱える課題の解決に向けて、現状についてしっかり把握しながら、課題の分析、施策の企画、立案、そして実施、行うなど、副市長としての職務を果たし、市長が推し進めるまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでいきたい

と考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 8番大川弘雄議員。

8番（大川弘雄君） 是非よろしくお願いいたします。私は竹原市のある意味弱点として、やはり県、国とのパイプが弱いなというところを思っています。市長は割と自信を持ってパイプがあるというふうに言われますので、それは期待しているところではあるのですが、やはり一人の力では限りがあります。是非是非皆さん協力してそのあたりをよろしくお願いいたします。

最後に、市長に聞きたいと思いますが、竹原市は情報発信、竹原市を売り込むということに対して大変なれていない、言いかえれば、下手だというふうに感じております。例えば3年前でしたか、市長が部長だった時代から始めたネウボラですよね、これもなかなかその当時取り上げられましたけども、今の東広島市であったり、指定されていた福山市か、このようにネウボラ始めて1年たちました、なかなか結果はついてきていませんという内容でも新聞に出るのです。竹原市は何かこの非常電源がどうしたとか、そういうのはたたかれることはあるのですけども、もっともっといいところあります。是非これを発信していくということが必要ではないでしょうか。尾道市は観光大使を募って、名刺を配ってもらっています。そして、この名刺はイコール市内観光施設の優待券というふうになっているのだそうです。やはりいろんな仕組みをつくって、いろんな努力をしている。本当シティプロモーション、これをやっていかないといけないというふうに思います。先ほども言いました総務文教委員会で視察に行った福岡県の上毛町というところでは、古民家を使った体験住宅というのを半年でしたか、長い期間でやってもらっています。ただ、質問したところ、そんなに成果は出ていませんでした。余り答弁もしたくなかったみたいな感じで、1件ですみたいなことでしたけども、ではファンはどうだったのかというと、ふるさと納税10億円出ているのですよ。その事業だけを見ればそんな成果はない、しかし人と人との関わり合いで交流ができました。LINEでもつながっています。みんな、いろんな人がつながって、全国規模になっているそうです。だから、一つの施策がいろんなところに反映すると、これはやはりファンになっているのですね。さっきも言いましたように返礼品は30%、総務省の規定どおりです。高額ではありません。ただ広域化はしてましたから、喜んでもらっていますということでした。リピーターが多いのでしょうか。これとこれとこれありますというのではないです。いろんなもので返礼品としてもらっていた

だいていると、喜んでいただいている。もう一つ、呉市なんかはクルーズ事業を始めるといふような情報もあります。何でここに竹原市が入っていないのだと言われたのですが、呉、大崎上島、大三島、もしくは大久野島も入るのかもしれませんが。島をつないでクルージングの事を始めるといふような情報もあります。是非竹原も頑張ってください、いただきたいではない、我々も含めて頑張る。福山市が今何か頑張っているといふふうに見えます。負けておられません。是非竹原ここにありという、これを主張していかないといけないと思うのですが、このシティプロモーションの必要性、重大性、スピード感、これに対して市長の所見を求めます。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 大川議員から現在取り組んでいるもの、また過去から継続して取り組んでいる事業等に関する要望または御提言、様々ないただいております。真摯にこれからの事業推進につながるものにつきましては反映させていただきたいといふふうに思っております。竹原市を売り込むに当たって様々な御提言いただいておりますけれども、一つ言えば、マスメディアに取り上げられることって非常に効果のあることでもありますので、このことについては積極的に進める必要があるといふふうに思っております。ただ、マスメディア、特に新聞紙上に載っからなくても確実に進めている事業はございます。その点については、先ほど例示がありましたネウボラ事業につきましても、既にだんだん出生数少なくなっておりますけれども、全員カバーができていく状況にも今は既になっておりますし、子どもたちがすくすく育つ、またお母さん方をケアする体制としてはほぼ竹原版のネウボラ事業としてはもう定着している状況にあります。こういう現在取り組んでいる事業につきましては、さらに議員御提言のように発信をして、皆様に御紹介をして、認知をしていただくという作業もこれからあわせてさせていただきたいといふふうに思います。

また、今回ふるさと納税等についての御提言もいただいておりますけれども、私も着任後いろいろな市町の方、特に首長の皆様にもいろいろなお話を伺う機会があります。そういう場合においてやはり先ほど例示にありました九州の例に近い、またはそれに上回るような取組は中国地方の各市町でも行われております。そういう効果的な実績をもうつくっておられる市町の成果というのをいい刺激にして、我々もしっかり捉えていきたいといふふうに思います。ふるさと納税の収入というのは非常にありがたいものであります。先ほど答弁で10倍と言いましたけれども、10倍で3,000万円、4,000万円です。これがさらに10倍になると、もう億のお金になっていくと、実はそういう自治体もほか

にはあるということでございます。我々もしっかりと頑張つて成果が上がるようにこの件についても捉えていきたいというふうに思います。プロモーションというのはこの間のお話もさせていただいておりますけれども、そこを目的とするものではなくて、大きい手段、これ効果の上がる手段である、これをただどう取り組んでいくかというものは大変成果につながる歩みの中では重要な作業というふうに思っております。先日来、庁内にプロモーションに関わるチームをつくり、その中で取組を進めているというふうなのも御紹介させていただいておりますけれども、もちろん福山市で行われている現在も未来づくりというものの中で応援団を立ち上げられて、その成果として様々な事業推進を図っておられる、こういう取組が県内にもあるということをお我々も踏まえて、竹原としていかに事業が推進できるかということをお後発でも追い抜いて、さらにトップに躍り出るといふぐらいの気概を持って進めていきたいというふうに思っておりますので、様々な御提言しっかりと受けながら前に進んでまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） よろしいですか。

以上をもって8番大川弘雄議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、脇本茂紀議員の登壇を許します。

14番（脇本茂紀君） 6月定例会の一般質問を発言通告に基づいて行ってまいります。

まず、1番目の働き方改革と学校現場の課題について、文部科学省事務次官通知業務改善と勤務時間管理の是正と竹原市教育委員会の対応について質問いたします。

昨年9月定例会において、竹原市の教育現場における過労死、過労自殺対策について次のような答弁がなされました。「竹原市の過労死、過労自殺対策についてであります、広島県教育委員会におきましては、平成30年度から入校・退校時刻記録表を労働時間の記録として活用する旨の方向性を示しており、これを踏まえ、現在本市においても入校・退校記録を正確に記録するための様式や方法について準備を進めているところであります。」平成30年度に入って、これらはどのように実行され、そのことによって竹原市内

小中学校教職員の一月の平均超過勤務時間はどのように把握されていますか。

高田新教育長は、過労死してもおかしくない膨大な超過勤務に対して、学校訪問を行い、校長に超過勤務実態の是正の指導を行ったと聞いておりますが、具体的にはどのような指導を行われたのか、お伺いをいたします。

平成30年2月9日に文部科学省戸谷一夫事務次官が各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長に対して、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底についてという通知が出されたと聞いていますが、この通知について竹原市教育委員会はどのように承知していますか。

その通知は、1. 学校における業務改善について、2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について、3. 教職員全体の働き方に関する意識改革についてという内容になっていますが、2の勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定については、教育委員会の責務として、次の1から6までの実行が求められています。

1. 勤務時間の管理については、厚生労働省のガイドラインにおいて、使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされており、勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることを踏まえ、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、教師の勤務時間管理を徹底すること、勤務時間管理に当たっては極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会は自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築することとされていますが、竹原市教育委員会はこの努力をどのように行っていますか。

2. 登下校時刻の設定や部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこととされていますが、竹原市教育委員会はどのように時間設定を行っていますか。

3. 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、超勤4項目以外の業務については、校長は時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底することとされていますが、どのような措置を講じていますか。

4. 保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのな

いよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることとされていますが、どのような方策がなされていますか。

5. 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととされていますが、どのような学校閉庁日を設定していますか。

6. 適正な勤務時間の設定に係る取組について、各学校においては学校運営協議会の場等を利用しながら、保護者や地域の理解を得られるよう各教育委員会もPTA等の協力を得るため必要な要請を行うこととされていますが、どのような要請を行っていますか。

竹原市教育委員会として、ここに述べた文部科学省事務次官通知についてどのように具体的に取り組んでいるのかお伺いをいたします。

2点目は、非正規公務員の現状と課題について、自治体非常勤職員の正規化についてお伺いをいたします。

昨年9月定例会の一般質問において、過労死、過労自殺が地方公務員の職場でも増えている背景には、総務省の調べでも正規職員の減少を上回って臨時、非常勤職員が増大し、現在職員全体の23.6%を占めるに至ったのは、集中改革プランをはじめとする地方行革が結局正規職員を削減し、行政が回らない部分は雇用が不安定で低賃金の臨時、非常勤に置きかえ、人件費を削減したにすぎないからではないでしょうか。その業務の実態は臨時でも非常勤でもなく、行政運営に不可欠なものとなっています。少なくとも長期にわたって常勤職員と同一の職種に従事している臨時、非常勤で本人が希望する人は、任用方法を定めた地方公務員法17条に基づいて正規職員への道を開いていくべきではないでしょうか、このような臨時、非常勤の処遇について竹原市はどのように考えているか、お尋ねしますという質問に対して次のような答弁がなされました。

「非常勤職員の正規化につきましては、本市の厳しい財政事情のもと、内部管理経費及び人件費の抑制に取り組み、職員の適正配置に努める一方で、業務量や性質に応じ、いわゆる臨時、非常勤職員といった多様な雇用形態を活用し、対応している状況にあり、本市の行政運営上重要な役割を担っているものと認識しております。またさきの国会におきまして地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律が可決成立しており、臨時、非常勤職員の採用方法や任期を明確化するなど、平成32年4月1日の法施行に向けて必要な見直しが行われることとなっております。本市におきましても今後における国の動向を注視し、臨時、非常勤職員の処遇改善に引き続き取り組んでまいります。なお正規職員の新規

採用につきましては公募による競争試験を実施しておりますので、現時点においては引き続きこの採用方法を継続してまいりたいと考えております。」

平成32年4月1日からの地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の法施行によって臨時、非常勤職員の採用方法や任期の明確化がされるということですが、それに向けて竹原市においてはどのような準備がなされ、どのような改善がなされているのか、改めてお伺いいたします。

3点目は、旧忠海西小学校の活用策について、忠海プロジェクトの進行と西小学校活用策の前進について質問をいたします。

昨年9月定例会において、旧忠海西小学校を含む学校施設の活用策につきましては、地域の活性化など、将来のまちづくりの推進を検討する上で大変重要な課題であり、本市における利活用の基本方針として、その財産を全市的なまちづくりの推進に有効利用される必要があるものと考えており、本格活用されるまでの間は暫定的に地域コミュニティの場などに利用していただくことも視野に入れ、検討を進めていく必要がある、御提言のありましたまちライブラリーなど、様々な利活用案を検討する中で、地域住民等が将来にわたり利用したい場所や管理体制などを勘案しながら、施設全体の複合的な利活用策を提案してもらうことも必要である、現在忠海地区において魅力あるまちづくりに向けたワークショップをはじめとした地域住民等による地域全体のまちづくりに関する様々な議論が行われていることから、旧学校施設においても地域住民等の地域振興を目的とした利活用の要望に可能な範囲で応えていけるよう市長部局とも十分連携を図りながら検討してまいりたいということでしたが、その後の検討状況についてお伺いをいたします。

以上、壇上での質問といたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

1点目及び3点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えをいたします。

2点目の非正規公務員の現状と課題についての御質問でございます。

平成32年4月施行の改正地方公務員法及び地方自治法では、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図り、あわせて会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とする内容となっております。

具体的には特別職非常勤職員については、専門的知識、経験等を有する者がつく職として限定され、また臨時的任用職員については、常勤職員に欠員を生じることが任用要件に加えられたことから、これらの対象とならない臨時、非常勤職員について、会計年度任用職員への移行を進めていくこととなります。

昨年度、本市に勤める臨時、非常勤職員がどのような根拠や勤務実態で任用されているのか、統一的に把握するため実態調査を実施いたしました。現在これを踏まえて会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討に着手しているところであります。

今回の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員等の任用や勤務条件等の今後の検討、決定においては、国、県及び他市町の状況等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問の働き方改革と学校現場の課題についてでございます。

まず、教職員の平均超過勤務時間の把握のための取組につきましては、本年6月1日から市内の小学校、中学校、義務教育学校におきまして、教職員一人一人の入退校時間を管理できるシステムの運用を開始し、教職員一人一人の在校時間の状況を把握するようになっております。

次に、私の学校訪問時における超過勤務実態の是正に係る指導につきましては、これまで教育委員会が各校長へ指導してきた内容に加え、業務改善について学校現場からもアイデアを出すよう依頼しており、今後出てきたアイデアなどについては、教育委員会としても全面的に協力していきたいと考えております。

平成30年2月9日付けの文部科学省事務次官通知につきましては、平成29年8月29日に学校における働き方改革特別部会から出されました学校における働き方改革に係る緊急提言、これとあわせまして重く受けとめており、学校における働き方改革を早急に進めていくために、今後とも必要な取組を進めてまいります。

勤務時間を管理するシステムの導入につきましては、先ほど申し上げましたように本年6月1日から運用を開始したところであり、学校教職員の平均超過勤務時間の把握などに努め、今後一層の業務改善につなげてまいりたいと思っております。

教職員の勤務時間の設定につきましては、校長が地域の実情や子どもの実態、教職員の

状況等を考慮に入れながら、登下校時刻の設定や休憩時間の確保など、適切に勤務の割り振りを行っているところでございます。教員に時間外勤務命令ができる業務、いわゆる限定4項目以外の業務における勤務時間の割り振りにつきましては、運動会等の学校行事や修学旅行など、宿泊を伴う引率業務に当たっては、校長が状況に応じて適切に勤務の割り振り変更等を行っているところであります。

留守番電話設置等の連絡応答の体制整備でございますが、留守番電話の設置等により勤務時間外の保護者や外部への対応が可能となり、教職員の時間外勤務の軽減が期待できると考えております。この緊急時の連絡体制の整備につきましては、保護者、地域の皆さんの十分な理解を得ながら、先行事例等を参考にするなど、慎重に検討してまいります。

学校閉庁日につきましては、昨年度から夏季休業中に一斉閉庁日を設定しており、今年度も週休日と合わせて5日間の連続した休暇がとれるよう8月13日から15日までの3日間を市内全校一斉閉庁日とし、休暇の取得促進につなげてまいりたいと考えております。適正な勤務時間の設定のための保護者や地域への協力要請につきましては、学校における業務改善を行いつつ、保護者や地域と連携を深めながら進めていくことが重要であると認識しております。このため夏季一斉閉庁日や部活動休養日につきまして、保護者に対し、教育委員会と校長の連名による通知を行うとともに、今年度におきましては校長とPTA役員が同席する研修会におきまして、私からこの趣旨について説明などを行ってまいりました。

今後におきましても、国や県の動向を注視しながら引き続き学校の業務改善に取り組むとともに、保護者や地域と直接、間接的に説明できる機会を利用し、教職員の働き方改革推進の必要性について理解を求めてまいります。

次に、御質問3点目の旧忠海西小学校の活用策についての御質問でございます。

旧忠海西小学校の活用に関する取組につきましては、廃校となった学校施設は建築目的及び用途地域によっては法的な変更申請や利活用に制限があること、また現状利用する場合の修繕箇所やその費用、投票所や指定避難所としての機能など、施設の再利用に当たって検討すべき事項もあることから、そういった施設情報について整理を進めております。

今後は民間事業者や民間資金などの活用を視野に入れ、利活用の提案募集を行うことも予定しておりますが、事業者や各種団体など、地域からの利活用についてのこれまでの要望や提案を整理するため地元説明会を開催し、施設の課題や今後の作業工程もお示しをしながら廃校の活用策について集約をしてまいりたいと考えております。

あわせて、学校跡地の利活用に当たりましては、物件に係る情報発信も必要であるため現在文部科学省のホームページにおいて全国の廃校施設情報が掲載できるみんなの廃校プロジェクトに施設情報を登録いたしまして、利活用のアイデアを募集しており、今後とも必要な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それでは、最初の働き方改革と学校現場の課題について再質問をいたします。

教職員の給与については、1971年に制定された給特法によって給料月額4%を教職調整額とすることによって今問題となっている高度プロフェッショナル状態となっており、1966年度に週に2時間弱の残業時間が今は20時間となっています。給特法は残業命令は出しません。そのかわりに残業代もありません。時間管理はしません。定額働かせ放題という制度で、その結果、出退勤の記録はないとされてきました。すなわち使用者に残業規制の必要がないので、タイムカード等の設置はなされてきませんでした。そればかりか、管理職が実際の勤務時間を把握しておらず、教職員も7時間45分という所定勤務時間や休憩時間を知らず、残業時間がどれくらいあるかを知らないというのが現実だったのではないのでしょうか。答弁によると、本年6月1日から教職員一人一人の入退校時間を管理できるシステムの運用を開始したとのことですが、それはどのようなシステムで、これまでとどのように違うのか、またシステムが稼働して半月を経過していますが、現時点で平均超過勤務時間はどのように把握しているのか、お伺いをいたします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） それでは、入校、退校時間を管理するシステムの内容でございます。

まず、教職員の入校、退校時間の管理を徹底するためにこれまで教職員自身が入校、退校時間を記録していたもの、これを今現在教職員に配付をしておりますパソコンにおきまして出勤、退勤時間を管理する、いわゆる出退勤管理システム、これを導入して運用を開始している状況でございます。具体的に申しますと、まず教職員が出勤をしましたら、個々に貸与しておりますパソコンを立ち上げまして、専用のソフトで入校ボタンを押すと、それからまた退校時においても同様にそのソフトを利用して退校ボタンというのを押すという、こういう一連の作業の中で入校、退校時間が自動的に記録をされるというシス

テムになっております。これによりまして在校時間が毎日自動的に記録、集計されまして、個々の状況については、各学校の校長等の管理者、それから市の教育委員会において確認ができるようになってきているというものでございます。

それから、運用開始後の比較集計等でございますけども、これについては、6月1日からの運用開始ということで、今日時点においてまだ具体的なその集計比較等は行っておりませんが、例年7月の勤務時間等を集計しているというような実態もございますので、運用の中でまた比較集計を行いまして、管理をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 出勤と退勤の時間を正確に把握するという事は一つの今までにないことではあります。教職員のその仕事の仕方として出勤から退勤までの間の時間のみでその全ての仕事が完結しているわけではない。なおかつ例えば休憩、休息时间というふうなものは、例えばどのように確保されているのかということも明らかではない。7時間45分といういわゆる基本的な労働時間以外のものは実は超過勤務として取り扱われるのかどうかということも定かではない。そういう意味で実はこの出退勤をそういうふうに把握することと、それが具体的な、要するに勤務条件のいわば緩和といいますか、そういうことにどのようにつながっていくのかというのが大変重要な課題でありますし、逆に言えば、例えば教職員の場合は休憩、休息时间というふうなものはどのような形で確保されているのか、そのことについてお伺いしたい。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今教職員の休息时间ということでございますが、今現在教職員におきましては、7時間45分の勤務時間、これが今議員からも御指摘のあった全国的な課題の中でも7時間45分の勤務時間ということで各学校の校長においてその勤務時間の割り振りがなされている状況の中で、休息时间、休憩時間については45分ということで決められております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） その教職員の働き方において、例えば市役所のように何時にはきちんとチャイムがなって、昼の休息時間は幾ら幾らですよというふうに多分なっているわけではない。というのは、例えば給食の時間であるとか、あるいは休息时间だって先生は何らかの形の仕事をされているというのが実情であって、正確に休息时间というものがま

さに休息とか休憩という形でとられないというのが現状ではないかと思うのですね。だから、出退勤時間の把握だけではなくて、例えば今言われる45分の休憩、休憩時間はどのようにきちんと確保されるのか、もしそれが昼に確保されないとしたら、どの時間で確保されるのかというふうなことの把握も必要であると思いますけれども、そういう点はどのようになっていますか。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 休憩時間というのは今はないわけでありまして、休憩時間でありましてけれども、これは一斉にとるとということが原則でありまして、各学校とも一斉に校長が勤務時間の割り振りの中で、7時間45分の中へ設定をしているところであります。ただ、議員おっしゃるように学校というところは常に子どもたちと活動をともにする、あるいは休憩時間であっても用務が発生するということがある、いわゆる特殊な勤務条件もございますので、各学校におきましては通常この45分の休憩時間を2分割して、給食の後の、例えば掃除までの時間帯、そこを一斉にとるようにする、そして今度は児童生徒が帰宅後の、あるいは授業が終わった後の勤務が終了するまでの、ありていに言いますと夕方に残りの時間を設定する。だから、各学校において基本的に2分割されてその休憩時間が一斉に確保されている、こういった状況がありまして、それがそれぞれ配慮されながら、割り振られた休憩時間を適切に活用していくといたしますか、そういうふうな工夫を学校でしているわけでありまして。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） そのいわば適切にそういう時間が割り振られているのであれば、今出されているような課題は出てこないのではないかと私は思うのですね。というのは、さっき申し上げましたように現在の給特法は、要するに時間というよりもある意味で時間制限はなくて、いわゆるそれは調整給の4%の中に全て含まれているのですよというふうな仕組みになっているわけで、そういう意味では今言われたようなその整理がきちんとされる場合、例えばその45分の休みが正確にとられ、正確に記帳されているということは現在行われているのですか。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 休憩時間というものは、先ほど言いましたように学校の場合その勤務対応に応じて2分割して一斉に割り振られている、その割り振られた休憩時間は職員はその休憩に入ることができるわけですが、例えばその休憩に入っていた時に子ども

たちが転んで事故をした、それは休憩だからできないよと、そういうことができないのが学校でありますから、そのあたりが大変先生方が苦勞してくださって、あるいは自発的な勤務ということが求められる職場というのはそういうところにもあるわけであります。ですから、議員御指摘のように職員個々について2分割された休憩時間が何時何分ほど確実にされて、何分は確保できなかった、そういうことは現実を考えた時になかなか把握できないことがございますので、ですから例えば休憩時間、休憩時間の活用等についても、文科の方の考え方で言えば、例えば分担をして確実にとれるようにするとか、そういうことも出しておりますけども、そういうことも含めて今後その教職員の休憩時間も含め、適切な勤務時間管理ができるように我々積極的に取り組んでまいりたい、こういうふう考えているところでございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それに関してはやはり適正、適切な管理ということが必要になると思いますね。それはしたがって、ある意味では責任者である校長が適正、適切な管理をすることの必要性があると思います。そういう意味では設定をされた、休憩時間が、もちろん今のような緊急の事態が起きて、それがきちんととれない場合はそれにかわる措置として、例えばそれにかわる時間をどこかで確保するというふうなことも考え得るわけで、そういうことを適切にやるのがある意味で校長の任務でもあると思いますし、設置者である教育委員会の任務でもあると思うわけですね。今までの中ではいわゆるそういう休憩、休息もそうですし、それから時間外勤務というものに対する管理についてもそうですけれども、それはもちろん出退勤が記録されなければ、それが適正に把握されることができないわけで、今回出退勤のその整理をするということは、その出退勤をされた時間の間がどのように働かされているか、働いているか、そのことを適正に把握するために、まずは出退勤の管理から始めようということであると思いますので、この改善がそういうことにどういうふうに結びつくのかという点についてどのようにお考えか、伺っておきます。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今議員の方からも御指摘がございましたように教職員の働き方改革の中におきましては、今の7時間45分では語れない部分、ここをいかに改善していくかということが全国的にも課題になっている状況でございまして、基本的には国の方におきましても今後議論すべき論点というのを大きく3つ掲げております。1つが、学校組織運営体制のあり方、もう一つが、学校の労働安全衛生管理のあり方、それか

ら時間外勤務抑制に向けた制度的措置のあり方ということで、この3点を論点にしていくということでございまして、3点目については、議員の方からも御指摘がありました給特法の4%問題、これが包含されているというふうに我々認識しております。我々としまでもこの論点に沿った形で学校の組織運営体制のあり方、これが一つは今の出退勤管理システムを活用した内容の精査をしていくということにつながっていくと思いますし、2点目の労働安全衛生管理、これにもつながってくるものというふうに考えておりますので、このように御理解をいただければと思います。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） そういう意味からすると、さっき言われた3点を総合的にやはり整理をしていく必要があると思うのですね。そういう意味では今出退勤を正確に管理することと同時に、私を知る限りでは、退勤時刻以後に学校で仕事をされている先生もたくさんおられると、今まではそれは4%の中に入っているから、基本的にはなかったのだけれども、しかし非常に先生の勤務実態からいって、家庭でその予習をしたりすること等も含めて、この時間外における仕事の仕方というものに大変課題があって、それが過労死とか過労自殺というふうなことに結びついているほど、先生の勤務時間というものはある意味で家庭にまでそれが持って帰られるような状況もたくさんあるというのが今課題になっているわけですね。今の次長が答弁されたその3項目の整理というのはそういうところにまで及ぶのか及ばないのか、その点についてお伺いします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、学校現場の実態として、先ほど壇上の答弁、また自席での教育長答弁でも教職員の実態の御説明をさせていただいております。我々としては先ほど国の方向性を御説明申し上げましたけども、これに沿った形で、また学校訪問した際にも教育長の方からも各学校にアイデア出しをしてほしいということは申し上げているというのは、その各学校でアイデアを出せ出せということだけではなくて、そういう拙速なものではなくて、やはり学校の内部、また市教委ともそういった連携を深めながら業務の改善につながる取組はとにかくやっていこうというのが基本であろうというふうに思っております。その中にはこれまで教職員の勤務時間が曖昧であったという部分については、これは教職員一人一人の意識の改革というのも当然関わってくる問題だというふうに考えておりますので、そこも含めて現場で、先ほど言いましたように、教育長が御答弁申し上げましたように子どもたちのためという意識が先生方に強い中で、その勤務時

間管理が曖昧になっているというのは、ちょっと複雑な部分もございますけども、そういう意識改革、それから子どもたちのためにという意識も残しながら時間管理をやっていくという部分では教育委員会も学校現場の改善努力には支援をしていくというスタンスでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 業務改善については学校現場からもアイデアを出すよう依頼したということでした。多分今のところはまだどのようなアイデアも出ていないのだろうと思いますけれども、そのアイデアがもっとフリーにというか、フランクに出せるような、おまえら、出せと言うだけではなくて、やはり今の教職員の働き方の実態というものをつぶさにといいますか、具体的に実際に的確に把握する作業をやはり教育委員会がやる必要があると思うのですね。もちろん学校長、それぞれその責任でありますけれども、そのことによって全学校にトータルに同じような、いわば労働条件が確保されるということになるわけで、そういう意味でこの持っている意味といいますか、各学校からアイデアを募集するという中で、それは同時に教育委員会が各学校現場の実態を正確にしっかり把握することによってその要望が生きてくるのだと思うのですね。そういう意味で今回のこの働き方改革を契機にして、やはり現在の先生の働き方の実態、これは逆に私は24時間全部が今の教職員の働き方において事実上労働時間に当たるような部分が大変家庭生活やいろんなものの中にも多く含まれていて、そこらはほとんど今のところは新聞紙上で先生の一日というのが出ますよね、最近女性教諭の一日というのが読売新聞でも中国新聞でも報道されましたけれども、まさに朝家を出て家に帰る、それだけではなくて、家で様々な次の日の予習をするというふうなことも含めて、相当大きな時間をその仕事に費やさざるを得ないという実態がある、そこを正確に把握することによってどのような改善策を講じるのかという方向が出てくると思う。だから、学校にアイデアを出すというだけではなくて、やはり正確に今の先生の働き方の実態というのを掌握するというか、把握する、これはもちろん現場は校長先生であり、先生本人がそれぞれおられるわけですから、教育委員会がつぶさにその実態を把握するような努力が必要だと思いますけども、それをどのように考えているか、お伺ひします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、業務改善の部分で申しますと、調査ものであるとか、そういった帳票類についても、極力手作業の部分を軽減していく必要があるとい

うふうに考えておりますので、そういった意味でも出退勤の管理システムであるとか、一例で申しますと、通知表とか学校の成績であったり、教育委員会が出している調査もの等々も、こういったものも手処理といいますか、手作業で行っている部分、これは情報管理の部分も含めて、セキュリティーの管理も含めて今協議をしているところでございますが、こういう負担になっている部分、共通項の部分を見つけて、まずは教育委員会としても改められる事務については軽減を図っていく、それから学校現場においてもそういった事務事業の見直しの中で個々の負担が軽減できるものを当面取っかかりといいますか、ちょっと済みません、表現が雑駁で申しわけないのですが、そういったところをまずはやっていくことが肝要ではなかろうかというふうに考えております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今はそういう管理もある意味で先生が手作業でやる、それは逆に言うと、書いてあるものをもう一遍写し直して出したりすることが大変多いというふうに私も聞いております。だから、やはりそういうことはできる限り今言うように機械化される中で解消されることもたくさんあるだろうし、そういういわば改善方策というものを現場と、それから教育委員会がしっかり実態というか、現実を把握しながら、先生の働き方についてできる限り健康で元気で、なおかつ教育そのものに活力が生まれるような、ある意味で生活で大変もう疲弊するというようなことがないような、やはりそういう仕事と生活というものをしっかり確保できるような方向を、今言うようにこれからの改善方法を双方で出し合いながら、そういういい方向を目指していただきたいと思いますが、その点について御答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今朝ほどから私も答弁の中で地域とともにある学校というようなことも申しておりますけれども、なかなか先生たちの学校の働き方というのを改善していくということは、様々なことが入り組んでおり、複雑に絡み合っていることがありまして、これをすればそれでいいというものではなくて、総合的に解決していくことが求められていく、そのためには地域とともにある学校ということ言えば、地域の皆さんのお力もお借りしながら、例えばその地域にお任せできる仕事があれば、そこも御理解をいただいて一緒にやっていただくとか、そういうこともございますので、私ども精いっぱい総合的にこの問題の解決を図っていきたい。学校の方のアイデアをとということで、先ほど申しましたけれども、これお言葉を返すようではありますが、出なさいというふうなことを私は

毛頭言っているわけではありませんで、やはり一緒になって考えて、そして学校の中には経験の長い方もいらっしゃる、そしてフレッシュな感覚の新規採用の教員もいらっしゃる、そういう人たちが、例えば熟議というような手法を入れながら、様々なアイデアを出していく過程が、それが今度は教職員自身の働き方改革の意識改革につながる部分もありますので、先ほど次長も答弁しましたように拙速に出しなさいということではなくて、一緒に考えていこうと、一緒に考えていって、できるものは速やかに、知恵を絞らなくてはいけないものは共同的に議論して、そして学校全体が働き改革を推し進められるように我々としてはしっかり支援をしていきたい、こういうふうと考えております。そういうふうなことで御理解をいただければと思います。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今答弁にございましたようにやはり学校の現場と教育委員会が前は上下ではなくて、その横のつながりを持っていろんなことが話し合えたり、あるいはお互いに双方で改善ができるようにするということが大変大切だと思います。あわせて、さっき地域のお話もございましたけれども、地域もやはりそういう実態というものを理解して、理解した上で例えばこういうことをというふうに言えるような、もっと言えば、そういう情報が地域に開示されれば、地域は地域の学校として理解していただけると思うのですよね。だから、そういう意味で学校、PTA、地域、それから教育委員会というものがお互いにその実態というものを把握をしながら、そしていい方向に物事が仕様していくような、そういうお互いの関係をつくり出すというのがこれから大変重要な課題だと思いますので、ともにそれをやっていけるように我々も努力をしてまいりたいというふうに思います。

それでもう一つは、休みというか、閉庁日ですね、閉庁日の問題ですけれども、かつては先生には夏休みがあるということで、いいね、先生はみたいな話があったのですけれども、実はいろんな調査を見てみると、夏休み以外はほとんど80時間を超えるような過労死ラインを超えるような働き方をしているというふうな調査の実態もある。そういう中で閉庁日を3日間とったからいいよねということでもいいのかと、そういう意味で一斉閉庁日というものは、例えば国民の祝日であつたらみんな休みになるとの違って、学校現場の方はそうはいかないから、とりあえず閉庁日は夏休みの3日間ですよねというのは余りにも少ないのではないかと。そういう意味でそのあたりは、例えばもっとほかの国民の休日ともタイアップできるというか、マッチするような、例えば一斉閉庁日というのを確保する必

要はあると思うのですが、そこら辺については今すぐというよりも、将来的にそういうふうなお考えが今の改善、今の一斉閉庁日が3日という中から、さらに一斉閉庁日を増やしていこうというふうな方向性はあるのかどうか、その点についてお伺いします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今閉庁日につきましては、今年は週休日とつながるようという事で3日設けて5日間休めるようにそういう工夫をしたというふうに申し上げたわけですが、御承知のように学校における休業日は竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、これによってもう定められているものでございまして、今の教職員の厳しい勤務状態に鑑みて、通知によって閉庁日を特例的に3日設けている、こういう実態でありますので、社会通念上考えていきますと、特例的に3日設けているというのは、これは御理解いただけるかなと思うわけでありまして。将来的にどうかということですが、かつて先生たちは夏休みということをおっしゃいましたけども、これは決して適切な状況ではなくて、本県が平成10年に是正指導を当時の文部省から受けましたが、それ以前は教育公務員特例法における教員の研修について非常にいいかげんな状況があったと、ですから研修の名目で実質勤務地を離れて休暇と同様の状況があった、こういう課題があって、それ以後是正をしてきて、法令にのっとって教職員も勤務をするようになってきているわけでありまして。ですから、新たにその法令を超えるような形で、先ほど申しましたようにもう規則で休業日というのは決まっておりますから、将来的に増やすかと言われると、それは困難である、こういうふうに申し上げることしかないのでありますけども、だったらどうするかということになりますと、先ほどの議論にありましたようにやはり一日一日の勤務を適正にしていく、そういうことの中で教職員の仕事と生活、その両立がなし遂げていけるように教育委員会としたり努力していく、これが正攻法であると、こういうふうに理解をしているところでございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） そのかつての是正指導まで話が戻るといろいろと話をしたいことはありますけれども、むしろそうではなくて、例えばさっきも言うように時間外勤務に当たる部分は物すごく長くて、一方で閉庁というか、いわば休みに関しては法令のいわば縛りがあると、だとするならば、基本的には余りにも今ぐらい働き方改革ということとあわせて言われているのは、休日休暇、そういうものに関してしっかりとることがなければ、働く人たちは疲弊してしまうよということが課題になっているわけで、そういう意味でむ

しろそういう方向に改善していくということがある意味では国民的責務でもあるというふうに思うのです。これは一般の企業であろうが、どういうところであろうが、やはり今休暇や休憩、休息というふうなものはむしろ増やしていく方向にあるし、働き方改革のまず一つの柱でもあると思うのです。だから、今はそうだから仕方がないというのではなくて、むしろさっきも申し上げましたように今言う教職員の働き方を、いわば改善していく方途としてそのようなところの改善もやっぱり考えていく必要があるのではないかと、だからそれはもうもちろんお互いが話し合い、議論をして決めていくことではありますけれども、教育委員会の姿勢としてやはり働き方改革を今受けとめて、教育委員会がどういう施策をつくっていくかという時にそういうことについてしっかりと、そういう方向性というふうなものを持っていないといけないと思う。それはなぜかという、教育委員会が先生の今の働き方の実態というものをこれから正確に把握されればわかってくることでもあると思うのですけども、私ははっきり言って、余りにも時間管理に関しては不十分であると思うのです。だから、それが正確に把握されるようになれば、今の問題も超過勤務の課題も明らかになるでしょうから、そういうものが明らかになるに従って、今のような方向での改善の方向を出そうというのが働き方改革の中身でありますから、そういうことを是非アイデアを先生方から募集することともあわせて、やはりいい方向でお互いの、もっと言えば、竹原市の教育がよくなる方向で働き方が改革されればいいなと思いますので、そういうことに対する教育長の御意思をお伺いしておきたい。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 今おっしゃることと向かうところは私は一緒だと思っているわけでありまして、ちょっとはっきり記憶しておりませんが、文部科学省の通知の中にも、やっぱり生き生きとした先生方の生活があってこそいい教育ができるというような、そういうものは出ているわけでありまして、そういうことを我々教育委員会としてその環境をどう整えていくか、それは繰り返すようですが、学校の先生らのアイデアをいただいたり、地域の御援助もいただいたり、そして何よりビルド・アンド・ビルドできている状況が率直に申し上げてありますので、これはやっぱりスクラップ・アンド・ビルド、そういう視点を持って学校の中の取組を、教育委員会がお願いしていることも含めて見直しを図っていくことも必要だろうと思いますし、そうしながら先ほどの休暇のことで言いますと、法令上とれるのであれば、その年次有給休暇がさらにとれるような環境を整えていくとか、そういう工夫については我々の責任において環境を整えていきたい、こういうふうに思っ

ているところでございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今回そのA I，外部人材の活用などという方向，施策も大変必要だと思えますけれども，やはり日々子どもと接している教職員のマンパワーを回復，維持するような施策というのが大変重要だと，それが働き方改革であると思えます。そういう意味ではさっきの御答弁にもありましたけれども，やはり特に長時間労働の解消のためにはやはり教職員定数の改善であるとか，あるいは業務の削減であるとか，給特法の廃止であるとかという大きな課題を解決していかなければならないということがあります。これらのベストミックスというか，どういうふうにそれをミックスしてやっていったらいいかというふうなことがこれからの課題になると思えますけれども，そういうことを是非先生方と教育委員会，あるいはPTAの方々も含めて議論がされることを望んで，まず最初の質問は終えたいと思えます。

次に，2番目の非正規公務員の現状と課題についての再質問を行いたいと思えます。

答弁によりますと，平成32年4月施行の改正地方公務員法及び地方自治法では，特別職非常勤職員については，専門的知識，経験等を有する者がつく職として限定されるとありますが，どのような職がこれに該当するのか，お伺いをいたします。

また，臨時的任用職員については，常勤職員に欠員を生じることが任用要件に加えられたことによってどのような場合がそれに相当するのか，伺います。

そして，これらの対象とならない臨時，非常勤職員について，会計年度任用職員への移行を進めていくこととなるということですが，この新たに創設される会計年度任用職員とは，これまでの臨時，非常勤職員と比べ任用の勤務条件がどのように変わるのか，お伺いをいたします。

昨年度本市に勤める臨時，非常勤職員がどのような根拠や勤務実態で任用されているのか，統一的に把握するための実態調査を実施したとのことですが，その調査結果によれば，特別職非常勤職員，臨時的任用職員，会計年度任用職員に該当するのはそれぞれ何人でしょうか。そのことについてお答えを願います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） それでは，お答えいたします。

まず，1点目でございますが，特別職非常勤職員につきまして，具体的にどのような職がこれに該当するのかということでございます。

具体的に申し上げますと、行政運営などに助言を行う顧問、参与、学校評議員、専門的な知識や経験を必要とする学校薬剤師、学校医、学校歯科医、産業医、また法に基づく調査を行う、例としまして統計調査員などがございます。なお、法令等に基づきます審議会の委員や民生委員などにつきましては、地方公務員法の第3条第3項第2号に規定する委員に該当しまして、引き続き特別職非常勤職員となるものでございます。

次、2点目でございますが、臨時的任用職員についてでございます。

どのような場合がこれに該当するのかということでございますが、具体的にでございますが、病気休暇等により欠員が生じた場合、災害、その他、重大な事故が発生し、その復旧に緊急の人手を要する場合、一時的に業務量が増大し、多忙となる時期に任用する場合、介護休暇、または産前休暇、産後休暇の承認を受けた職員の業務を処理するため臨時に任用する場合などが該当するものでございます。

3点目でございますが、会計年度任用職員についてでございます。

これまでの臨時職員、非常勤職員と任用や勤務条件がどのように変わるのかということでございますが、まず任期につきましては、1会計年度のもとでその採用の日から同日の属する会計年度、この会計年度の末日までの期間の範囲内におきまして任命権者が定めることとなりますが、平等取り扱いの原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を得て再度の任用が可能となっております。会計年度任用職員につきましては、特別職非常勤職員にはこれまでの地方公務員法において適用がありませんでした職務に専念する義務、秘密を守る義務、政治的行為の禁止などの服務規程が適用されるものでございます。また、会計年度任用職員につきましては、勤務時間に応じまして、パートタイムの会計年度任用職員とフルタイムの会計年度任用職員の2つの類型がございますが、このうちフルタイムの会計年度任用職員につきましては、給料、旅費及び時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当を支給するほか、任期が相当長期にわたる者に対しましては期末手当が支給されるとともに、さらに条件を満たせば、退職手当が支給される、このようなこととなっております。一方、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、正規職員より短い勤務時間で服務に従事いたしまして、その勤務形態も多種多様で一律ではないということから、現行の報酬及び費用弁償の給付体系を維持しつつ、処遇改善を行う観点から、新たに期末手当を支給できるように措置をされたものでございます。あわせて、時間外勤務手当や休日勤務手当の相当する報酬を支給するほか、通勤費用につきましては、費用弁償として支給されまして、任期が相当長期にわたる者については、期末手当を支給することとされた

いうものでございます。

最後、実態調査のお話がありました。このたびの平成32年4月の改正法の施行に伴いまして、会計年度任用職員へ移行する主な者としては、事務補助の職員や嘱託員、保育士、給食調理員、図書館嘱託員、消費生活相談員、外国語指導助手、いわゆるALTでございますが、これのほか、公民館長、公民館主事などがあります。昨年度在籍します臨時職員、非常勤職員の任用の根拠や勤務実態等を統一的に把握するために行いました実態調査では、調査の対象職員は延べ450名でございます。引き続き勤務時間の設定や職務内容などの観点から移行する職について現在検討をいたしております。臨時的任用職員が会計年度任用職員に該当するのかは結論には至っておりません。引き続きこの会計年度任用職員などのあり方につきまして検討を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今までの臨時、非常勤の取り扱いの中ではそこが非常に不明確というか、非限定的であったのだろうと思うのです。例えばフルタイムとパートタイムという場合もそうですし、例えば本来臨時の職というのは恒常的な職に対して臨時の職であるし、それから非常勤というのは常勤の職に対して非常勤であるというふうな中でその仕分けがされているのですけれども、取り扱いではいわゆる臨時、非常勤、ほぼ押しなべて使われているような実態にあったのではないかと。今回それを一定の整理をされて、その仕分けをされるわけですけれども、いずれにしてもその人たちのいわば身分といいますか、そういうものをはっきりさせて対応していくということが非常に重要だというふうに思います。そういう意味でこれから検討されるということでもありますけれども、やはり特別職非常勤職員、臨時任用職員、会計年度職員についてはっきり仕分けがなされたわけですから、その仕分けに基づいたそれぞれの方々がそのどこに所属するのかというのをはっきりさせた上でこの移行に関する様々な話し合いが開始されるべきだと。特に現実的に今臨時、非常勤で任用されている方々がたくさんおられるわけですから、そういう方々がこれから移行するに際してそこをどういうふうに整理して、その移行の作業を行うかというのは大変重要な課題でありますし、また市の職員の中でのいわば職務の違いというふうなものによって例えば差がつくようなことがあっても困ると思うのです。だから、そこらあたりの確な整理というものが需要だろうと思います。そういう意味でまだそれは今整理中

ということでありませけれども、やはりさっきお話に出されてきた職種などはいずれももう率直に申し上げて1年間の短期間の雇用ではなくて、もう何年も同じ条件で働き続けてこられている方がたくさんおられると、さっき上げられた職種はですね。要するに臨時や非常勤のままで何年もやってきましたよという方がたくさんおられるわけで、こういうものが今度は1年の雇用に変わりましたからというのは、逆に働く者としては大変な不安を生ずる内容になるわけで、そういう意味でそういうことも含めたこれまでの雇用のあり方、それからこの制度ができてからの雇用のあり方の中で現実に竹原市で働いている臨時、非常勤の皆さんにやはり不具合が生じないようにといいますか、不満が残らないような整理の仕方というのが求められているというふうに思うわけで、そういう点についての当局の整理はどのようになされているか、その点を伺っておきます。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、雇用の関係でございまして、会計年度任用職員につきましては、一つの会計年度ということございまして、客観的な能力の実証が得られれば再度の任用が可能ということございまして、現在の常勤的な非常勤職員も基本的には1年ごとで任期を定めておりまして、更新も可能という形でございます。その点は引き続くということでございます。議員からお話ございましたように同じ方が継続で更新されまして任用されているという実態は私ども当然承知しておりますし、人材不足という面も補完していただく中で同じ方に来ていただいております。そうした中で身分も確定するというところで、法に基づいてございました働き方改革の実行計画に基づきまして同一労働、同一賃金という流れからこのたびの制度改正もございましたので、制度の趣旨に沿いまして32年4月1日施行ということになりますと、逆算しますともう時間がございませぬので、関係団体との協議等もございませぬので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 要するに、非正規ということ固定されて何年も何年も非正規で働くということがそれぞれの職種のある意味で逆に疲弊をもたらすということが必ずあると思うのですね。一方は、要するにきちんとした市の職員の賃金体系の中にきちんと位置づけられ、様々なことが保障されているのに反して、非正規の方々はその保障が非常に不十分であると、なおかつ仕事はそんなに変わらない仕事をしているというのがこれまでの

現状でありますから、やはり将来的には本当は非正規を正規に変えていくというふうなことが本来は望まれるべきことであるというふうに思います。本当に仕事ができ優秀な方がその非正規の方々の中にもたくさんおられて、まさに恒常的な業務を日常的に行われている方を私もたくさん知っておりますけれども、そういう人がいつまでも非正規でいるということは、モチベーションというものを壊すと思うのですね。そういう意味でやはり非正規から正規に行ける道というふうなものをどこかで確保するというのは私は大変重要なことだと思います。要するに新規採用は今大卒でその新規、いわゆる大学なり高校を卒業してすぐの方だけが新規採用、もしくはたまたま中途採用もありますけれども、そういうことを考えれば、何年も竹原市で働いてきた方に新規採用になる道がないというのは、やはりいずれにしてもそれは不公平だと思いますので、やはり実際の仕事の内容を見て、将来その方々が正規のことが受けられるとか、正規の職員になる例えば試験が受けられるとかというふうな条件は、将来はやはり確保していくような構えといたしますか、方向性が必要だと思うのです。そういう意味でそこらあたり今すぐ答えろといっても無理かもわかりませんが、しかし非正規をこれだけ増やしてきた背景というのは、やっぱり行政改革の中で本来は正規でやるべき仕事をどんどん非正規にしてきたという経過があるわけで、そういう意味では私が市役所に勤めているころにはほとんどの方が正規の職員であった職種が今は非正規になっているわけです。そういう意味ではそこについてやはりしっかりした精査というものも必要だと思いますし、今日の非正規で働いている方々の実態というものをしっかり把握をされて、この問題について今後対処していただきたいと思いますが、そのことについて御答弁お願いいたします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず、職員の採用についてでございますが、従前から申し上げておりますが、正規職員の新規採用につきましては、現在のところ公募によりまして競争試験を実施いたしまして、採用というふうに至っております。途中スポーツ枠とか、いろんなことを設けますとともに、受けられる受験者の年齢等は拡大した時期もございますが、このたびの働き方改革の中でも職員、特に私ども人材育成という観点からは幅広い人材の獲得というのは課題であろうと思っております。任用方法につきましては議員からもお話ございましたようにすぐ結論は当然出るものではございませんし、ただ時代背景とか、これからの社会情勢につきましては、今後の流れにうちも乗り遅れないように注視しながら取り組んでいかなければ

ばならないと思っておりますので、職員の採用につきましてもその点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それでは、3番目の忠海西小学校の活用策について再質問をいたします。

答弁では今後民間事業者や民間資金などの活用を視野に入れ、利活用の提案募集を行うことも予定しておりますが、事業者や各種団体など、地域からの利活用についてのこれまでの要望や提案を整理するため地元説明会を開催し、施設の課題や今後の作業工程を示しながら廃校の活用策について集約してまいりたいということでした。その一方でみんなの廃校プロジェクトに施設情報を登録し、利活用のアイデアを募集しているとのことで、一体教育委員会として何がやりたいのかと、どのように地域の歴史的、文化的拠点として活用するのかという視点や、忠海の歴史的、文化的資源が結実するような方向で検討することということが今必要なのではないかと、今取り組まれている忠海プロジェクトや協働のまちづくり、様々なコミュニティ活動なども連動した取組が必要なのではないかと思えますけれども、この点についての御所見をお伺いしておきます。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 旧忠海西小学校の活用策ということで、まず利活用のアイデア募集をしているということにつきましては、一定の事業者を求めているということではなくて、これまでの取組が遅れておりました地域との協議をしていく上でもいろんなアイデアがある方が議論が活発になるだろうという前提で、今現在文科省の廃校プロジェクトに乗せてある、貸したり、譲渡したりする条件等という欄があるのですけれども、こちらの方では地域の活性化につながり、地域の理解を得られる提案であること、地域の雇用創出につながる提案であること、校舎の一部分を地域活動、地域の行事及び健康増進活動等を行えるよう開放できる提案であること、土地、建物とも一部ではなく、一体的な利用ができる提案を希望するというところで、募集内容としてあくまでもアイデア募集という体で今現在掲載をさせていただいていると。遅れております地域との協議の部分に関しては、議員とも個別にお話をさせていただいたこともございますけれども、まずは、大きな物件であるがゆえに一体誰が全体を管理するのかというのが一番大きな課題になってこようと思えます。そういう中で今議員からお話があったような内容も含めて、個々事業

を実施する実施主体といった、いわゆる主体的な方々をまず集めるためにはいろいろる議員の方からも御提案をいただいておりますが、そういった地域説明会の中で、まず地元として、やりたい団体であるとかグループ、事業者も含めて、やりたい中身をそれぞれまとめていただいた上でそれを持ち寄って協議をしていく場を設けたいという、我々この民間の資金も含めた活用提案という中には、まず地元住民等から施設の活用に対する要望がある、この前提に立てば、その意向を最大限尊重するためには大きく3つの視点があろうというふうに思っております、まず地域住民と、これは民間事業者という意味も含めて、地域住民等に運営維持を委ねる視点、それから検討委員会等で活用策を検討する視点、それから活用方策を公募すると、こういう大きな3つの視点を持ちながら、いろいろといわゆる個別施設の利活用計画をまとめていければというふうに考えておりますので、もし今日の御答弁で誤解があるようでしたら、我々としてはあくまでもこれから地域との協議に臨む上で一定の条件整理ができたという中で取組を御紹介させていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 率直に申し上げて、それはこれまでの1年間で本当はやっておくべき課題であったと思うのですよね。例えばこの本会議の中で私も具体的な提言は何度もしましたけれども、逆に一考だにされなかったというような気がするわけで、やはり実際にそういう地域の活動的な人たちが一番心配というか、ではやりましょうといった時にこれの全体の管理運営をするのはなかなか難しいよねというのは誰からも出てくる声であります。しかし、最終的にはその管理運営をしなくてはならないということもまたわかっているわけで、そういう意味でそれらがやっぱりしっかり議論できて、よしやろうではないかというふうな流れをつくっていかなくては、結局その間に学校が朽ちていくのではないかという危機感を持っているわけでありまして。そういう意味で私がこれまで提示してきたのは、例えば端の教室とか今利用できる教室から使い始めて、やがて全体がその地域全体で使えるようなものになれば、そういうステップが必要で、そうしないとみんなが学校にまず集まらないのが現状ですよ。あのような形で放置されていると、だんだん学校から遠ざかっていくというふうな現状だと思うのですよ。もちろん少年野球であるとかバレーボールであるとか、何らかの形で利用できる場所は利用されていますけども、やっぱり学校本体を使うということになれば、やはりそこで活動ができるようなステップが要するというふうに思うのです。そういう意味で私もいろいろな人にいろんな意見を聞けば、やは

りあの学校をこのまま朽ちさせてはならないと、例えば今ある音楽室にしろ、それから工作室にしろ、それから図書室にしろ、それから個々の教室にしろ、それは使いたいよねという人々はたくさんおられて、ただそういう人々の声も今のところはそれを申し上げる場がないというのが現状だと思うのです。だから、さっきお話があったそういうことについての地元説明会というふうにおっしゃられますけれども、地元説明会というよりも、むしろ逆に地元でやはりこれを地元のために有効に活用したいという方々をまずは集めて、その意見を聞くということが大変重要なのではないかというふうに思います。もう一つは、忠海の町には活動的に様々な活動をされている例えばNPO法人であるとか、あるいは社会福祉法人であるとか、そういう方々が実際におられます。そういう方々にも今のところはちょっと話がなかなか行っているかといったら、十分には行っていない。あるいは例えばコミュニティづくり推進協議会であるとか協働のまちづくりであるとか、そういうところにもこの話は余りちゃんと言っていない。かといって、自治会連合会とか、あるいは公民館とかというところにもこの話は行っていないというのが現状だと思うのですよ。だから、そういう意味でやはり教育委員会がこれからこの問題を進める時に市民の方々に、もっと言えば、使いたいという前向きな市民の方々をまず集めて、その使い方、こういうふうに使いたいのだというようなことをお互いに議論するような場を設定することが私は重要だと思います。今までは教育委員会が管理者だから、教育委員会の進行に一定に委ねてきたけれども、これでは住民の率直なやりたいという気持ちがなえてしまうような結果になるので、やりたいと思っている市民を結集をして、その声がしっかり届くような地元説明会を是非開催していただきたいと思いますが、その点についての御答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 地元説明会の内容といいますか、御指摘でございますが、跡地活用の内容につきましては、内容いかんによっては周辺住民への影響もあるといったようなこともございますし、最終的には財産を整理していくといったようなことも想定をされる。私が申し上げた事業をしたい、いわゆる主体的になって動いていただける実務者といいますか、そういった方々と我々教育委員会が調整をするのではなくて、今議員がおっしゃったとおりだと思うのですけれども、例えばそういった部署の課と調整を経た上で部分的な活用をするといったことがこの説明会以後促進されるように、それぞれまずやりたいことをまとめていただいて、いきなり集まるということではなくて、一度はそう

いう行政に支援をしてもらいたいという意向がある住民、団体、事業者であれば、その部署とまず協議をしていただく上でも事業計画をまずつくっていただいて、それが主体者として構成メンバーになるというイメージは、ある意味教育委員会がそういう意味では旗振り役かもしれませんが、そういう部分では全庁的な各課と協議をしていただいた上で検討会議が進んでいく、立ち上がるといったイメージを持っておりますので、おそらく議員が今御提案していただいていることと方向性は同じであろうというふうに我々は理解しております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） おっしゃるとおりで、多分教育委員会が持ち続けると言ったらおかしいですが、教育委員会がこれのコントロールをし続けるのは非常に難しいと思うのですよね。団体にはいろんな団体がありますし、また忠海のまちづくりに関していろいろ関わっている部署もある。そういうところには多分いろんな声が届いているだろうとは思いますが、そういうことも含めて忠海の総合的なまちづくりの一つとしてこれを位置づけて、是非そういう前向きにこれを活用しようという方々が集まって議論をする場を早急にこしらえていく必要があるというふうに思いますし、さっきの経営の話で言えば、やはり社会福祉法人とかNPO法人なんかを実際にやっておられる方も忠海の地域活動をやっておられる方はおられますし、なおかつ忠海のまちづくりや様々な地域活動にはアヲハタやアトムをはじめとする企業の方々もこれまで協力をいただいておりますし、またそういう運営や経営をされてこられた方もおられるので、そういうせつかくの人的資源といえますか、そういうものを有効に活用してこれからの忠海西小学校の活用策を議論するような、そういう場を私も持ちたいと思いますし、是非そういうふうな場を持つ方向で、教育委員会並びに市長においてそういう方向で旗を振っていただきたいというのが私の願いでありますので、市長の方からその辺の答弁をいただければと思います。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 施設のいわゆる今後の利活用の件につきましては、先ほど来教育委員会の方から御答弁申し上げております。この全体的な検討につきましては、全庁的にも進めておりますし、その考え方そのものは全庁で共有しているというものでもございます。それぞれ地域には様々な団体がいらっしゃいますし、今回特に忠海地区においては忠海学園の開校に伴って小学校2校が今現状のような状況にあるということから、それぞれの地域で今後の施設についてどういうふうになっていくのだろうかという、いわゆる不安

が先にある。ただ、利活用ということになると、非常にパワーの要ることでありますし、大きな施設をどう使っていくかというのは先ほど来教育委員会が説明したとおり一部についてはというような思いもありながら、ただ全体をどううまく使っていくかについては、しっかりとした皆さんとの情報共有の中で方向性を見出すべく、これから説明会等の取組を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 地元としてもやはり多くの方々の合意を取りつけながら、そういう方向に向かっていくように全力で頑張ってまいりたいというよりも、そういう時がきているというふうに思いますので、今後この利活用が前に進むようにお互いに協力し合いながら前進をさせていきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（道法知江君） 以上をもって14番脇本茂紀議員の一般質問を終結いたします。

午後2時30分まで休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

午後2時27分 再開

〔議長交代〕

副議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、竹橋和彦議員の登壇を許します。

竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ただいま議長より発言許可をいただきましたので、発言通告書に基づき、平成30年第2回定例会一般質問をさせていただきます。民政同志会、竹橋和彦です。よろしくお願いいたします。

通告書どおり、1. 告知放送設備について、2. 義務教育学校について、2点質問させていただきます。

以下、質問の関連にいたしますので、本日の近畿地方で発生した地震で被災された方々に対しまして心より御冥福を申し上げます。

1. 告知放送設備について。

近年我が国では大規模地震、津波や天候不順による非常に厳しく各地に大雨、洪水、高潮、浸水、崖崩れなど、甚大な被害をもたらしています。また、危機管理として南海トラ

フ地震も想定されており、昨年の北朝鮮によるミサイル発射等により市民には日常生活に対する不安要素が多数あります。言うまでもなく、これらの課題として本市も対応策を考えていくことが重要であります。危機管理マネジメントの情報伝達的手段として、平成29年4月より緊急時、災害時の情報を迅速かつ確実に伝えることを目的に告知放送設備、屋外スピーカー20カ所、市内公共施設等に設置している告知放送端末機45カ所設置され、運用開始されています。

また、災害に対する危機管理を担う側の視点として、種々ありますが、最も重要なのは情報であるということと言うまでもなく、その情報を集約して組織的に対応することが必要です。たとえそれが集約し、分析したものがネガティブな側面についての情報であったとしても、リスクとして市民、住民に的確に伝えることが行政にとってのリスクコミュニケーションです。

以上の背景を踏まえ、告知放送設備に関して3点御質問いたします。

1点目について、本市では告知放送設備は近隣の公共施設に2カ所設置されていたり、学校に設置されていなかったりといった現状がありますが、どのような基準で設置されたのか、お伺いします。

2点目については、告知放送設備、屋外スピーカーであります。住民の方から何を言っているのかわからないという意見をよく耳にいたします。緊急時に市民に正確な情報の周知が図られるのか、お伺いします。

3点目については、ゲリラ豪雨など、想像を超える大規模災害も最近は少なくなく、送電等、インフラの遮断のおそれがありますが、そこで例えば停電時において告知放送設備は作動し、迅速な情報伝達を図られることができるのか、お伺いいたします。

2点目、義務教育学校について。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進し、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設する改正が行われました。文部科学省は同法において、義務教育学校の目的、第49条の2として、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、小学校教育及び中学校教育と同様に同法第21条に規定する義務教育学校の目標を達成するように行われるものとするとしています。義務教育学校とは、小学校課程と中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校であり、小中一貫校の学校種であります。小学校の6年と中学校の3

年を合わせて9年間通うこととなり、基本的には前期課程、小学校に相当と、後期課程、中学校に相当に分けられますが、学年の区切りが自由化されているため、必ずしも従来のような6、3年という形にはなりません。

また、義務教育学校には2つのタイプがあり、前期課程と後期課程の校舎が同じ場所にある施設一体型と、校舎が別の場所にある施設分離型に分けられます。義務教育学校には校長が1人しか就任できませんから、たとえ施設が別々の場所にあっても原則として校長は1人のみです。

本市でもこの法改正のもと、市内初の新たな学校制度の義務教育学校竹原市立吉名学園が4月よりスタートしました。そして、本年広報たけはら5月号に、大変すばらしい吉名学園歌を作詞、作曲された岡田貴恵氏が表紙に紹介され、次ページの見開きで閉校と開校の様子が掲載され、市民は新たな義務教育学校に対し、期待とともに非常に関心を持っていることと察します。

また、平成30年3月20日、平成30年第2回竹原市議会臨時会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により竹原市教育委員会教育長に議会の同意を経て本年4月より高田教育長が就任されました。経歴を拝見しますと、既に府中市教育長を歴任されています。府中市は全国に先駆けて小中一貫校を導入され、平成29年4月に義務教育学校に移行され、府中市立府中学園、平成20年4月開校、府中市立明郷学園、平成22年4月開校の両校のかじ取りに御尽力されたことと思います。

そこで、本市の義務教育学校に関する質問を3点させていただきます。

1点目につきましては、義務教育学校を導入されたことにより児童生徒がどのように成長を遂げていくのか、また教職員がどのような取組をされるのか、お伺いします。

2点目につきましては、保護者が学校に対する関わり方にどのような推進力をもたらしていくのか、お伺いします。

最後に、地域とともにある学校づくりの観点から、地域住民との理解と協力にどのような変化をもたらしていくのか、お伺いします。

壇上での質問は以上であります。

副議長（高重洋介君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 竹橋議員の質問にお答えいたします。

2点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

1 点目の告知放送の設備についての御質問でございます。

この告知放送設備については、全国瞬時警報システム、J-A L E R Tからの国民保護情報や気象警報、市からの災害時の避難勧告などの緊急情報を市内各所に発信することを目的として、平成28年度に屋外スピーカー及び告知放送端末を整備し、平成29年4月からその運用を開始しております。屋外スピーカーについては、従前、消防施設の警報サイレン用として設置していた15カ所に加え、公共施設のうち、人口密集状態や地理的、地形形状により設置する効果が高いと見込まれる5カ所を選定し、合計20カ所に設置しているところであります。

告知放送端末については、災害時に指定避難所となる小中学校、公民館及び集会所、また災害時の活動拠点となる保健センターなど、災害発生時に優先して情報提供が必要な公共施設など、合計43カ所に設置しております。

次に、緊急時の情報提供につきましては、住宅との位置関係や地形などの周辺の環境に加え、住宅の遮音性の向上などによって屋外スピーカーからの放送が聞き取りにくい場所もあることから、全ての市民に音声で情報をお伝えすることには限界があると考えております。このため災害時には音声での情報提供を補完する手段として、竹原市防災情報等メール配信サービスや竹原市ホームページ、SNSなど、文字による情報提供を行っております。今後もこうした取組にあわせて告知放送設備からの放送内容についても、簡潔かつわかりやすいものとなるよう工夫を図りながら、引き続き市民の皆様迅速かつ確実に必要な情報をお伝えしてまいります。

最後に、大規模災害発生時の対応につきましては、停電時に電力の供給が必要となる屋外スピーカーなど市役所における放送設備は、自動で非常用電源による対応となり、停電時においても告知放送による迅速な情報提供が可能な状況となっております。

一方、その他の施設においては、停電発生後非常用電源による対応時間には限りがあり、その時間を経過すると電力確保が困難なため、告知放送に支障を来す場合もございます。こうした場合には広報車や消防団による広報などによって市民の皆様に必要な情報を提供することになります。引き続き大規模災害時の情報提供について、県や他の市町と情報交換をしながら最適な手法やそのあり方を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 竹橋議員の2点目の義務教育学校についての御質問にお答えをい

たします。

まず、義務教育学校における児童生徒の成長と教職員の取組についてお答えをいたします。

吉名学園では知・徳・体の調和のとれた笑顔に満ちあふれる児童生徒の育成を学校教育目標に掲げ、取り組んでおります。義務教育学校は小学校と中学校を一つにまとめた学校ですが、子どもたちは小学校6年間と中学校の3年間を合わせました9年間をこの学校に通うこととなるため、教育内容もこれまでの6年と3年という区切りではなく、連続した9年間の期間で編制をされております。

吉名学園ではこの9年間の4期に区切りまして、それぞれの時期に育成したい資質や能力を設定し、教職員は数年先の見通しを持って子どもたちを指導したり、また入学時までを振り返りながら子どもたちの成長を確認をすることができるため、よりきめ細やかな教育活動の実践や、子どもたちの小さなつまずきへの的確な対応が可能であります。

また、中1ギャップのような、いわゆる大きな階段がありましても、子どもたちは自分のことをよく知っている教職員が周りにいるという安心感を持ち、着実にステップアップできることから、安定的に学習しながら9年間充実した学園生活を送ることが可能になると考えております。

吉名学園は広島県教育委員会から義務教育学校におけるカリキュラムに関する研究の研究協力校に指定されておりますが、この機会を活用し、本学園の特色を生かしたカリキュラムの構築をさらに進め、子どもたちが9年間生き生きとした生活を送れるように日々研究を積み重ね、広島県の義務教育学校のリーディングスクールとして、他の義務教育学校の教育を牽引していくことができるように努めてまいりたいと考えております。

次に、保護者の学校への関わり等についてお答えをいたします。

吉名小学校・吉名中学校におきましては、それぞれあったPTA組織は一つに統合され、義務教育期間9年間のPTA組織となりました。このことから組織構成の人数も増え、活気が増しますとともに、例えば小学1年生の保護者の方が9年先の我が子の15歳の春をイメージしながらPTA活動に参加することができるなど、より主体的な活動が期待されているところであります。

また、9年間の幅広い層の保護者の皆様の意見が出されることで、今まで気づかなかったことの発見にもつながり、保護者組織の一層の活性化が期待でき、教育活動への協力や子どもたちへの支援など、活動内容も充実するものと考えております。

最後に、地域住民の理解と協力の変化についてお答えをいたします。

これまでも地域の方々におかれましては、学校図書館整備等のボランティアや登下校の安全見守り隊、また総合的な学習の時間を中心にゲストティーチャーとして授業で子どもたちを御指導いただくなど、多くの御理解と御協力をいただいているところであります。また、教職員が学校の様子について情報発信したり、事業所等との間で交流事業を実施する中で、地域の皆様方に学校の事情を深く理解していただくとともに、多くの御支援をいただいている状況にあります。

今後は9年間の交流を通して、今まで以上に地域と学校が密接な関係となるよう必要な取組を進めてまいりたいと考えております。地域と学校がパートナーとして連携、協働する双方向の関係を構築し、9年間を通してビジョンを共有し、ともに子どもを育てていくことが地域の活性化にもつながると考えます。このため引き続き、地域と学校がこれまで構築してきた協働体制の基盤を大切に、地域や保護者の皆さんと連携、協働しながら地域の未来を担う子どもたちを育ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） それでは、J－A L E R Tから国民保護情報や気象情報、市から災害時の避難勧告などの緊急情報が発信されますと御答弁にあります。そこで、国民保護情報について伺います。

国民保護情報はミサイル発射やテロ発生、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、着上陸侵攻などの有事が起きた場合に知らされる情報ですが、ミサイル発射の落下時の行動については市のホームページに掲載されていますので、それ以外のそれぞれの有事における避難、備えに対して市民はどのような行動パターンをとればよいのか、伺います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） J－A L E R Tからの国民保護情報ということでございまして、ただいま議員から御紹介ございましたが、市のホームページにおきましては弾道ミサイルの落下時におきます市民がとるべき行動というものを掲載させていただいております。今お話ございましたが、その他のテロとかゲリラとか着上陸侵攻などということでございまして、そういったテロ、ゲリラ、着上陸侵攻に関しましての住民の行動、備えにつきましては、テロ、ゲリラ、予告なく突発的に被害が発生するというものでございまして、発生当初は一旦屋内に避難いたしまして、まず身の安全を確保することが大切である

うと、このように思います。その後は情報収集に努めまして、国や市からの指示に従いまして適切に避難することを心がけていただくことになると思っております。また、着上陸侵攻につきましては、船舶などで海岸から上陸することが想定されるというもの、また当然航空機等によりまして沿岸部に近い空港等への攻撃がなされることも想定されるというものでございますが、この場合は国の避難指示が当然出るとおられることから、その指示を踏まえまして対応していただくということになろうと思っております。

また、日ごろの備えにつきましては、自然災害と同様に避難する際に持ち出す非常用の持ち出し袋を準備しておくことは、当然食料の備蓄もそうでございますが、こういったことは大切であろうと思っております。さらに、テロやゲリラでは化学材、核物質が用いられることも想定されるということでございます。これは皮膚の露出を極力抑えるために手袋、帽子、ゴーグル等は着用というものと、マスク、タオル等を口や鼻に当てて避難することが必要となるということもございますので、これらも備えておくことが必要であろうと、このように考えております。

なお、ただいまお話ししましたテロやゲリラ、着上陸侵攻の際に市民、住民がとるべき対応につきましては、市のホームページからも、内閣官房の国民保護ポータルサイトというものがございまして、そちらの方にリンクを張っておりますので、そちらからもどなたでもごらんになることができるというものでございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かに私もポータルサイトで閲覧してみました。その中には種類によって様々で、とる行動も屋内、屋外で大変複雑です。これを市民にぱっと理解しろといってもなかなか無理があるなと実感しました。そこで、私は今後自治会や協働のまちづくりで改めてこういう行動計画あるいは避難方法をしっかり審議、検討して、周知を図ることが必要であると思っております。その際に行政としてリーフレットとかマニュアルとか出前講座とか、何らかの御支援をしていただけるものがございませうでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） まず、国民保護に関します情報伝達の手段でございますが、これは内閣官房の国民保護ポータルサイトにこのことが載っているということは、国が本来武力攻撃から国民の生命、身体または財産を保護するためのそういった緊急の必要がある場合は警報を発令いたしまして、直ちに県知事に通知をし、また住民の避難が必要な時は

都道府県知事に対し住民の避難措置を講ずるよう指示すると、これを受けまして都道府県知事は警報の通知や避難の指示を行い、市町村の住民広報を通じて住民に情報が伝達されて、そこから避難の仕組み等へつながるというものでございまして、国民の保護のための主な伝達手段としましては、そうした流れがございまして、議員おっしゃるように流れといいますが、瞬時に当然ミサイルにおきましては到達いたしますし、テロ、ゲリラ、着上陸侵攻、いつ起こるかもわかりません。そうした中で訓練というのは当然大事でございまして、避難訓練とか実動訓練、地域では積極的に自主防災訓練も行っていただいておりますので、告知放送設備を用いましての避難訓練もされている地域もございまして、この国民保護に関しましても同様に市民の皆さんとともにやっていくということとあわせまして、広報の配布の時期もございまして、リーフレットなり、そういったものの配布で周知、確認をしていただくというのはとても大切だと思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 私が聞いたのはもっと身近で、協働まちづくりとか自治会で集まって、わかりやすいマニュアルとか、そういう支援が行政にあるのかなのかということをお聞きしたのですが、その点について。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 国民保護に関しましては、地域防災計画とは違いますが、国民保護に関する計画というものを当然市町村も定めております。そうしたことでそのことをわかりやすくしまして、概要と申しますか、そういったものは当然必要ですし、国民保護に関しましても計画は改正の時期もございまして、その点を踏まえましてわかりやすい資料として提供というのは大切でだろうと思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 是非そのようにしていただければと思います。

それでは、その他施設においては停電時発生後、非常用電源による耐用時間に限りがあると答弁されていますが、非常用電源の許容時間はどれくらいもののでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

停電時の対応ということでございまして、市役所以外では放送設備といたしましてお話

が出ております屋外スピーカーと告知放送端末がございます。それぞれ非常用の電源が接続されておりまして、このうち屋外スピーカーにつきましては、連続で使用した場合は2時間程度、告知放送端末につきましては、連続で使用した場合9時間程度使用可能と、このように把握しております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ということは、2時間たてば不能になるケースがあるということですか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 2時間というのはあくまで連続で使用した場合でございますので、例えば5分放送したら当然間があいたことを考えますと、連続が一旦途切れますので、2時間以上は通算ではもつかもしいないということでございます。あくまで連続した場合が2時間ですので、ずっとしゃべりっ放しが2時間続いた場合で一応非常電源が切れると、そのように御理解いただきたいと思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） いずれにしても長期化していくと、そういう非常用電源が不能状態に陥るおそれもあるということですよ。その際に住民の不安や動揺の混乱などを来すおそれが予想されますが、情報が閉ざされた住民に対してどのように対処されていきますか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 情報の伝達手段でございますが、あくまで屋外スピーカー、告知放送端末も情報伝達手段の一つでございますので、それ以外の方法としまして、市長御答弁申し上げましたが、メールの配信サービス、またホームページ、SNS、アナログではございますが、広報車による広報などで様々な手段を使って行うということでございます。そうした面も踏まえまして対応していきたいと思っております。

以上です。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） よくわかりました。

それでは、告知放送端末は43カ所に設置されていますが、例えば阪神大震災、平成7

年1月17日の午前5時46分、広島市土砂災害、平成26年8月15日、約3時30分、同様の発生時間を仮定し、不在の公共施設に情報は発信はされると思いますが、その情報を市民にどのような方法で連絡をとり、迅速に情報を提供されるのか、お伺いしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 告知放送端末に関する御質問ということでございまして、当然日中は公共施設にございますので、対象施設に職員がいるということでございまして、議員の御質問はおそらく夜間とか早朝とかのことをおっしゃっていたと思います。それで、告知放送端末につきましては、災害時に指定の避難所となる小学校、中学校、公民館などの公共施設に避難された方や公共施設の利用者にいち早く情報を伝達する目的で設置をいたしております。御指摘にございますが、職員が不在となる間は告知放送端末によって情報を収集できる者はありません。特に夜間や早朝もそうでございますが、そのかわりの手段としましては、先ほども申し上げましたが、メールの配信サービスとか、当然ホームページにも載せますし、広報車による広報の手段、そういったもので引き続き必要な情報は提供するというところでございます。手段は一つでございませぬので、有事の際でございませぬので、夜間、早朝ということでかなりの当然混乱はありますし、周りが見えない、暗いということになりますと、被害状況もなかなかわかりにくいと思いますが、対応といたしましては、必要な情報の提供確保は当然努めてまいりたいと、このように思っております。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 本市も例えば緊急時に自治会等へ連絡体制等々の連絡網を持っていると思うのですが、そういうところへの緊急時の連絡方法というのはいないのですか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 地域での連絡網ということでございまして、自治会の連絡網等、また地域によりましては住民自治組織におきましてそれぞれ部会を設けていらっしゃる関係で連絡網も持っているかもしれない。そういった組織におかれては日常生活においてもコミュニケーションを図られながら、例えばでございませぬが、見守り活動とか防犯とか防災あるいは環境面、福祉の活動をふだんからされておいて、必要なつながりができているのではなかろうかと、このように推察しております。そういったことから災害時の情報伝達につきましても、そういったふだんのつながりを大切にされて、さりげ

ない声かけがスタートかもしれませんが、そういったことから有事の際は有効活用ということでございまして、当然市の方から情報は提供いたしますし、過去の話でございしますが、平成16年、17年、台風で大きな被害を受けた時に、ちょっと私の記憶でございしますが、平成17年にはそういった自治会等の連絡網を使いまして避難勧告等も御連絡をさせていただいたという記憶もございしますので、一番は情報が行き届かないということがないようにその辺は努めてまいりたいと、このように思っております。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かにその当時私も自治会長をしていまして、2回も悲惨な目に、1カ月のうちに2回浸かった経験を持って、奔走した経験があります。ただ、各自治会の連絡網も大切なのですけれども、今竹原市には協働のまちづくりという組織が立ち上がっていていまして、そこに防災部会というのがあるわけですね。その防災部会は日々いろんな訓練とか行動マニュアル、行動計画等々をやって、そこへ向いての緊急連絡体制というのをとればいいのではないかなと私は思うのですが、その点についてはどうでしょう。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 私も先ほどお話しさせていただきました住民自治組織というのがその協働のまちづくりの組織であろうと思っております。現在市内に17カ所ということで現在出そろったのではなかろうかと思っております。議員の方からお話ございますように各種活動ということで、立ち上げから相当期間たったところと、まだ間もないところではいろいろ差はあろうかと思いますが、市といたしましては、情報の伝達につきましては漏れなく行いたいということもありますし、先ほど様々な情報伝達手段という中でもございましたが、ふだんの取組、そういったものも大切でございます。連絡網も定めておいても有事の際に伝わらなければ何も意味をなしませんので、そのためにも伝達手段は一つではないというのもありますので、どうしてもその連絡網がつかない限りでは、直接御家庭に出向いて意思確認等はされるべきでなかろうかと、このように思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） そうですね、伝達手段は一つではないですね。ただ、やっぱりホームページ等も停電ではもう機能しませんので、例えば同僚議員が、タネットの件は停電時は一切光が入っている場合は機能しないと思うのですけれども、だからそういった限られたSNSとか、携帯持っていらっしゃる方はいいのでしょうかけれども、ない方に対してと

というのは誰かを軸にしてロコミで、大川議員もおっしゃっていました、伝えていくというのがベターなのかなと。だから、ありとあらゆる情報手段を使って地域安心・安全を持続可能なものにしていくということが大切なのかなと思います。

それでは、南海地震、東南海地震、東海地震の連動地震が、いわゆる南海トラフ巨大地震は津波ばかりに目が行きがちなのですが、先に直下型地震、マグニチュード8から9で3分くらいの揺れが来ると想定されています。阪神大震災は15秒間の揺れでしたが、災害対策本部となっている庁舎は倒壊のおそれがあると思うのですね。もし倒壊した時の代替え対策本部等々はお考えでしょうか。

副議長（高重洋介君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 地震が起こった際のこの市役所の庁舎の考え方という御質問であらうかと思えます。

市役所の代替えの庁舎としましては、業務を当然継続していく中で計画を定めなければならないということをございまして、この市役所が地震等により被災した場合は業務の継続が困難になることを想定いたしまして、市役所のかわりとなる施設をあらかじめ指定する必要があるかと、このように思っております。現在災害時に優先的に実施すべき業務等を定めました業務継続計画の策定に向けて作業中でございます。そうした中でこの庁舎以外で適した施設はどこかということになりますと、限られたもので、耐震性が当然あって、災害等の二次災害のおそれ等がないということになりますと、やはり近隣では消防庁舎、消防署の庁舎等は当然候補になろうかと思えますし、全ての災害の適用はないと言いながら、耐震性を考えますと、保健センターあたりは耐震性がございますので、業務を分散する中、また災害対策本部をどこでやって、機能をどのように分けるかというのもございますし、そのほかの市内の公共施設につきましても、こういった役割が定められるかというのは当然検討しなければならないと、このように思っております。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） そうですね、確かに庁舎倒壊となれば、ありとあらゆる施設を活用して、やっぱり市民にいち早く正しい情報を伝えていくというのが行政としての使命だと私は思っています。現庁舎は地震による倒壊のおそれが考えられるのですが、これが本当に喫緊の課題だと思います。一刻も早く庁舎移転して、市民の生命と財産を守り、安心して持続可能な危機管理体制を構築することは行政としての責務だと思います。このことに対

して市長の御所見をお伺いしたいと思います。

副議長（高重洋介君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えします。

東日本大震災をきっかけに、そして多発する集中豪雨に対応して、市民の皆さんの防災意識の高まりがあると考えております。災害は今朝起きたような地震のように規模の大きさを問わず、時と場合を選ばず発生しますとともに、科学技術が発達した現在においてもその発生について予測が正確にできるわけではございません。こうしたことから行政といたしましては、災害発生などの非常時に備えて避難所の設置、また非常用物資の確保、そして住民への必要な情報提供のための体制の確保、そして非常時の業務継続体制の確保等が必要であると考えております。

今後は竹原市としての防災・減災を図っていくため、またさきの停電時に発生した業務が停止したような事案が起こらないように、今後とも災害発生時等の非常時に備えた必要な体制の確保など、災害等への対応について改善を図り、市民の安全・安心の確保に向けて早急に取り組んでまいります。

以上です。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） それでは、2点目の義務教育学校に移らせていただきます。

9年間の一貫性のある学校教育目標を持ち、系統的な教育内容、9年間で4期に区切り、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、資質能力を設定し、継続性を持って9年間の教育指導を実現されるという考え方でよろしいのでしょうか。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 義務教育学校吉名学園の9年間の一貫性ある教育指導を実践されるのかといった御質問かと思えます。

先ほど壇上で教育長の方からも御答弁申し上げましたように教育内容もこれまでの6年、3年という区切りではなく、連続した9年間の期間で編制するという事で9年間の教育指導を実践するというふうに御理解をいただいて結構かと思えます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） よくわかりました。

それでは、次の本市の小中一貫校、平成24年5月に竹原市小中一貫教育基本方針、教育内容の充実を目指すものの中に9年間の系統性を踏まえた継続的指導を拝見しますと、

4・3・2の教育課程における学年段階の区切りを想定していましたが、6・3制に区切りとされた理由についてお伺いします。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 義務教育学校の教育課程の特例の御質問かと思いません。

義務教育学校は議員がおっしゃるように特例で後期課程の内容を一部前期課程で編制する等の特例が可能でございますが、吉名学園では現在のところ特例を用いた特色ある教育課程を編制することはしておりません。これにつきましては、義務教育学校の開校に向けた保護者など、地域関係者との協議の中で関係者への意向調査をさせていただいたところ、4・3・2の特色ある教育課程というのを関係者は望んでおられなかったという実態もございますし、市内のほかの学校との兼ね合い、例えば転校する時に学習していない内容があったりしては困るといったようなことを総合的に判断した結果、現在の6・3制の前期、後期制としているという状況でございます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

そうですね、文科省の平成27年度小中一貫等についての実態調査では、6・3制と4・3・2制と比較して、経年たった実績数から見ますと、効果が認められるという回答の方が大半でありまして、その中身に学年の区切りが4・3・2の方が上昇傾向で効果的だという実態調査があるのですけれども、その中で学習指導の結果が上昇した、6・3制、36%、6・3制以外、58%、こういう結果が出ています。2点目で、民間の標準学力調査、6・3制、28%、6・3制以外、50%、3番目に、勉強が好きと答える児童生徒が増えた、これ6・3制、42%、6・3制以外、64%、4番目に、授業が理解できると答える児童生徒が増えた、6・3制、51%、6・3制以外、68%、まだまだ40項目以上調査結果が出ているのですけれども、全てにおいて6・3制以外の方が成果があるという回答が得られてまして、この結果からも本市も将来的に4・3・2の学年の区切りを導入するお考え等々はございますでしょうか。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 教育課程の6・3制、4・3・2制の御質問でございますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今回義務教育学校吉名学園の開校

におきましては、保護者も含めた地域関係者等との協議の中で意向調査をしたところ、4・3・2制の特色ある教育課程を関係者は望んでおられなかったというような実態もございます。しかしながら、現行の教育課程におきましては、吉名学園におきましては郷土に学ぶ、それから未来を開く学習活動において3年生から9年生まで同じテーマを貫いているなど、義務教育学校としての特色あるものとはなっているというふうに考えておりますので、いずれにしましても4・3・2制の導入という御質問でございますが、今後におきましても、地域や学校の実態を総合的に判断した上でのことになろうというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） わかりました。地域の要望等々あって、当面は考えられないということで、要は基準どおりで行われるということであると理解しておきます。

次に、9年間で4期に区切られていますよね。これは普通4・3・2という形で区切るのかなと思ってましたけれども、発達段階においてそれぞれを4期に分けて、どういう分け方なのか、教えていただければと思います。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 吉名学園の4期に分けているというのは、これは教育課程のことではなくて、育成したい資質、能力ということで4期というふうに御答弁申し上げます。まず、議員の方からもございますように平成24年3月に策定をしております竹原市小中一貫基本方針、こちらにおいては、竹原市の目指す小中一貫教育の9年間の系統を小学校1年生から4年生、5年生から中学1年生、中学2年、3年のいわゆる4・3・2の3つの発達段階に分けて取り組むということで、あくまでもこれは教育課程を示しているものではないというふうにまず御理解をいただければと思います。吉名学園におきましては、基本方針にある1期4年間について、小学校1年生と2年生、それから3年生と4年生の2つの発達段階になお細分化をしまして、2・2・3・2の4期ということで先ほど教育長の方御答弁させていただきました。それぞれのステージ、いわゆる発達段階というふうに御理解をいただきまして、その発達段階におきましてその時期の子どもたちの成長に応じて学校が育成をしたい資質、能力について、さらに細かく分けて、具体的に示すことで保護者や関係者の理解を深めることができるものというふうに考えております。

また、4期に区切るというのは、子どもたちの成長に応じたステージごとの目標を設定

しているものでございまして、開校式でお配りをしております吉名学園のリーフレットの4. 育成したい資質能力、こちらに詳しく書かれていますのでございますが、これは学校教育の目的を達成するための教育内容、教材など、学習段階に応じて配列した指導計画であるためにいわゆるカリキュラム、教育課程を分ける、分断するというものではございません。教育課程はあくまでも9年間、カリキュラムは9年間で実施をしまして、教員免許の関係であるとか、市内のほかの学校との兼ね合いもございまして、6年生までを前期課程、7年から9年までを後期課程という6年、3年で分けているのは教育課程ということで御理解をいただければと思います。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 確かにリーフレットで最初のページ、6・3制で分けていらっしゃるでしたね。私もそれは拝見しました。その次に段階的に3段階に分けているのと、4つに区分されて、指導に応じた、要はカリキュラムというか、指導方法というか、目標値ですね、あれを見ますと、そのことはよく理解しています。だから、私が聞きたかったのは、その4区分があつて、それをどのように指導するというか、教育、生徒指導するのかなという中身のものも知りたかったのですけれども、その区切りのですね、その辺を教えてください。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） それでは、系統的に資質能力を育てる具体例ということで、この育成したい資質能力、吉名学園においては大きく3つに分けております。学校教育法に示された、1が、知識及び技能の取得、2が、思考力、判断力、表現力等の育成、3点目が、学びに向かう力、人間性等の涵養、この3つの柱に沿って、一例で申し上げますと、思考力、判断力、表現力、これを一例にとって申し上げますと、第1期、1年生から2年生、自分の考えを伝える力、これを目標にしてまいります。第2期、3年生から4年生は、相手意識を持ち、表現する力、これを目標にしてまいります。第3期、5年生から7年生については、自分の言葉で場に合わせ、相手に応じて伝える力、これを目標にしてまいります。第4期、8年生から9年生、相手や場に依りて判断、選択して、表現する力、これを目標にしてまいります。今申しました3つの柱にそれぞれこういった目標を立てて、4期に分けているというもので御理解いただければと思います。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。よくわかりました。

それでは次に、教育課程についてちょっとお尋ねしたいと思います。

教育課程における前期課程、後期課程の学習要領に準用しつつ、一定の範囲内で小学校から中学校への接続を円滑に効果があると言われる乗り入れ授業、前期課程の教科担任制の導入とか、また教育課程の特例措置を活用して地域の特色ある独自の教科、あるいは前倒し授業、小学校における英語教育、外国語教育の導入などが注目されていますが、実施予定はありますか。

副議長（高重洋介君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 乗り入れ授業とか教科担任制の御質問かと思えます。

まず、小学校と中学校の両方の免許を持っている教員につきましては、後期課程の教員が前期課程の授業に乗り入れたり、それから前期課程の教員が後期課程の授業を担当したりという工夫をしてみたいというふうに考えております。また、小学校の音楽、それから外国語活動におきまして、その教科の専門性を有した教員が授業を実施したりする教科担任制は既に行っているということで御理解をいただければと思います。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

確かに乗り入れ授業は大体の一貫校、大体5年生ぐらいからほとんど導入されているという形が多いですね。その教科も英語と家庭科というのが多いですね。大体60%導入されている、全国調査の中ではですね。その次が、体育も多かったですね。その乗り入れ効果をやることによってどういった効果というか、接続間の効果とか、いろいろあるのでしょうかけれども、何が一番子どもにとってメリットがあるとお考えでしょうか。

副議長（高重洋介君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 乗り入れの授業でありますとか教科担任制の効果はいかにということの御質問だろうと思えますけれども、種々あると思えますけれども、例えば中学校へ行きますと、後期課程ですと、教科担任制が明らかでありまして、その教科ごとに先生がかわるわけでありまして。それを前期課程の後半の部分で既に経験しておくことによって先生が授業ごとにかかわるといことが後期課程に行った時スムーズに対応できるということが一つございます。それともう一つ、今議員が御紹介された例えば家庭科でありますとか体育科でありますとか、そういうところの割合が高いということで申し上げますと、それらは技能教科といえますか、そういう技術的に高い専門性を有している教員が中学校にいるわ

けでありまして、あるいは小学校にもそういうことを特に専門にした教員もいるわけでありまして、そういう者が指導することによって家庭科であるとか体育科において、より高度な専門的な技能を学ぶ機会になる。これは音楽科なんかでもそうでありまして、あるいは理科なんかも実験がございますので、理科なども乗り入れ授業、そういうことがよく取り上げられる教科でございますので、今のような2点申し上げましたけども、そういうことが子どもたちにとってメリットであると、こういうふう考えております。

副議長（高重洋介君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） ありがとうございます。

それでは最後に、コミュニティ・スクールについてちょっとお伺いしたいと思います。

明治時代から学校が始まって最もまとまりやすいのが小学校区であったと言われております。当時から地域コミュニティの拠点でもありました。近年学校統廃合が進展する中で、学校を核とした地域のつながりや支え合いの希薄化、また生産人口の減少、超高齢化の進行やグローバル化の進展という激しい社会環境変化、一方、子どもたちを取り巻く社会環境が抱える課題、いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題、家庭における児童虐待の増加、貧困問題の深刻化など、複雑化、多様化した学校課題に伴う教職員の任務等も課題が一層複雑化、多様化していると思います。教育改革、地方創生等の動向からも学校と地域の連携協働の重要性が指摘されています。子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには社会総がかりで教育の実現が不可欠であると思います。社会総がかりで教育の実現を図る上でこれからの公立学校は開かれた学校から、さらに一步踏み出して、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校へ転換していくことを目指して取組を推進していくことが重要だと考えます。コミュニティ・スクールは地域とともにある学校に有効なツールだと思います。以上のことから、本市において文部省平成27年12月改定、平成29年4月1日施行、努力義務化とされている学校運営協議会制度の活用としてコミュニティ・スクールが位置づけられていますが、これを導入されるかどうか、御所見をいただければと。

副議長（高重洋介君） 通告書によりますと、義務教育学校についてというふうになっておられますので、答えられる範囲で答弁ができればお願いします。

教育長。

教育長（高田英弘君） コミュニティ・スクールについての考え方はいかにということで

の御質問という範囲で答えさせていただきます。

コミュニティ・スクールは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定められております学校運営協議会制度，これを導入した学校ということが言えるわけでありまして，このコミュニティ・スクールは学校と地域住民等が議員おっしゃったように力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる，それこそ地域とともにある学校への転換を図るために有効な仕組みであるというふうに言われてございます。コミュニティ・スクールでは学校運営に地域の方の声を積極的に生かして，地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるということが言われているところでもございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条にこのコミュニティ・スクールの3つの機能が規定されてございまして，1つは，校長が作成する学校運営の基本方針について，教育委員会があらかじめ規則で定めた教育学校運営協議会の委員さんの中でそれを協議，承認していただく，そして2つに，学校運営について意見を述べていただく，そして3つに，教職員の任用に関して，これも教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見が言えると，こういうことがございまして，すなわちコミュニティ・スクールでは保護者の皆様，地域住民の皆様等が教育の当事者となっていただくことで，責任感も持っていただき，積極的に子どもへの教育に携わることができるようになると，それにより地域と学校が共通の目標を持ち，一体となって役割分担をしながら，主体的な取組を進めるわけでありまして，学校も地域もお互いに達成感を持つ，あるいは成就感が持てる，そういうことが期待されるというものでございます。

るる申しましたけれども，したがいまして今朝ほどから私の所信等において答弁させていただきましたけれども，地域とともにある学校づくりを目指すということは，議員のおっしゃるコミュニティ・スクールのあり方と軌を一にするものであると認識をさせていただきます。

なお，今年の8月には私ども教育委員会事務局の研修として文部科学省からコミュニティ・スクールの推進員の派遣をいただき，研修をするという予定をしておりますのを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

副議長（高重洋介君） 以上をもって2番竹橋和彦議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により，6月19日午前10時から会議を再開することとし，本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 2 4 分 散会